

令和5年第4回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和5年12月6日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第14号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	3
報告第16号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	4
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
議案第65号	総合交流拠点施設道の駅とおお改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結について	6
議案第66号	町道路線の変更について	8
議案第67号	町道路線の認定について	11
議案第68号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について	13
議案第69号	四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について	24
議案第70号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第71号	四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	58
議案第72号	四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	60
議案第73号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	63
議案第74号	四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について	68
議案第75号	四万十町手数料条例の一部を改正する条例について	81
議案第76号	四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定について	84
議案第77号	令和5年度四万十町一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第78号	令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第79号	令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第80号	令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第81号	令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第82号	令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第83号	令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第84号	令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第85号	令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第86号	令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）	別冊

■報告第 14 号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和 5 年 6 月 15 日に議決を経た三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年四万十町議会告示第 4 号）第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 10 月 2 日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和 5 年度 三島キャンプ場整備工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 昭和 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕 94,600,000 円（8,600,000 円） 〔変更後〕 96,668,000 円（8,788,000 円） 〔増減額〕 2,068,000 円（ 188,000 円） （ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契 約 の 相 手 方	四万十町昭和 661 番地 3 有限会社岡田建設 代表取締役 岡田 弘

【主な変更内訳】

項 目	変更理由
1. 屋根葺き材	屋根の構造については、当初、二次防水として高性能のゴムアスシートの二重張りを下地とした板張りとしていたが、経年劣化による漏水の危険性と板張りの更新時の施工性を考慮し、より防水性があり、安全でメンテナンスも容易となる鋼板葺きを下地とした板張りとする。
2. 既存棟改修	既存棟のポーチ解体に伴い発覚した、出入り口部分の土台と柱の部分の害虫食害個所の補強及び交換を行う。

〔既存棟害虫食害個所〕



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1・2 （略）

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 （略）

■報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

財物事故の損害について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定に基づき、令和5年10月12日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町
概 要	令和5年4月20日、で重機（バックホウ）の排土板を使用し整地作業を行っていたところ、重機のバケットが隣接住宅の外壁に当たり破損させたもの。
専 決 処 分 日	令和5年10月12日
損 害 賠 償 額	134,200 円 内訳（外壁修繕、町の過失割合10割）
相 手 方	四万十町

〔事故発生現場〕



〔損傷部位：家屋外壁〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）
 第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
 2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）
 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。
 1 （略）
 2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの
 3～6 （略）

■報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

四万十町窪川運動場で発生した自動車損傷事故について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定に基づき、令和5年10月26日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町窪川運動場
概 要	令和5年7月27日午後9時45分頃、四万十町窪川運動場駐車場出入口坂道にある横断溝の溝蓋が跳ね上がり、通行していた車両に損傷を与えたもの。
賠 償 金 額	259,327円 内訳（車両修理費用、町の過失割合10割）
相 手 方	四万十町

〔発生場所 四万十町窪川運動場〕



〔溝蓋〕



〔被害車両の損傷部位〕



【根拠法令】

報告第15号に同じ

■諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員岡本則子氏の任期が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町壱斗俵
氏 名	岡本 則子（おかもと のりこ）
生年月日	(67 歳)
推薦理由	岡本氏は、平成29年3月までの37年間、公立学校の教員として人権問題にも関わってこられ、退職後の平成30年4月には人権擁護委員に委嘱され、現在2期目となっています。 人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命） 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 （委員の推薦及び委嘱） 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 （略） 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4～8 （略）
--

■議案第65号 総合交流拠点施設道の駅とおわ改修工事に係る厨房機器の売買
契約の締結について

【要旨】

総合交流拠点施設は、整備後 16 年が経過しており、厨房内の機器が老朽化等により頻繁に故障していることから、この度、改修工事とあわせて機器の買い替えを行うことで厨房環境の改善を図るものです。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和 5 年度 総合交流拠点施設 道の駅とおわ改修工事(厨房機器購入)
契 約 金 額	8,195,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 745,000 円)
契約の相手方	南国市蛍が丘二丁目 2 番地 3 株式会社 丸三 代表取締役 岡内 聡典
納 入 場 所	四万十町 十和川口 地内
納 期	議決日の翌日から令和 6 年 3 月 7 日まで
購 入 備 品	冷凍冷蔵庫／ガス赤外線グリラー／ガスフライヤー ガスレンジ／ウォーマー／スープレンジ／温蔵庫 食器洗浄機／冷蔵ショーケース／キューブアイスメーカー 小形冷蔵ショーケース

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和5年度 総合交流拠点施設 道の駅とおわ改修工事（厨房機器購入）		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和5年10月31日 午前11時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	8,657,000 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	8,195,000 円	落札率	②／①＝ 94.66%
契 約 金 額	8,195,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額	745,000円
請 負 者 名	南国市蛸が丘2丁目2番地3 株式会社 丸三		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(株)楓商店	8,360,000 円		
(株)高知ガス	8,305,000 円		
(株)丸三	8,195,000 円	落	
北沢産業(株)高知営業所	8,360,000 円		
タニコー(株)高知営業所	辞退		
日本調理機(株)高松営業所	8,338,000 円		
(株)フジマック高知営業所	辞退		
ホシザキ四国(株)四万十営業所	8,228,000 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第66号 町道路線の変更について

【要旨】

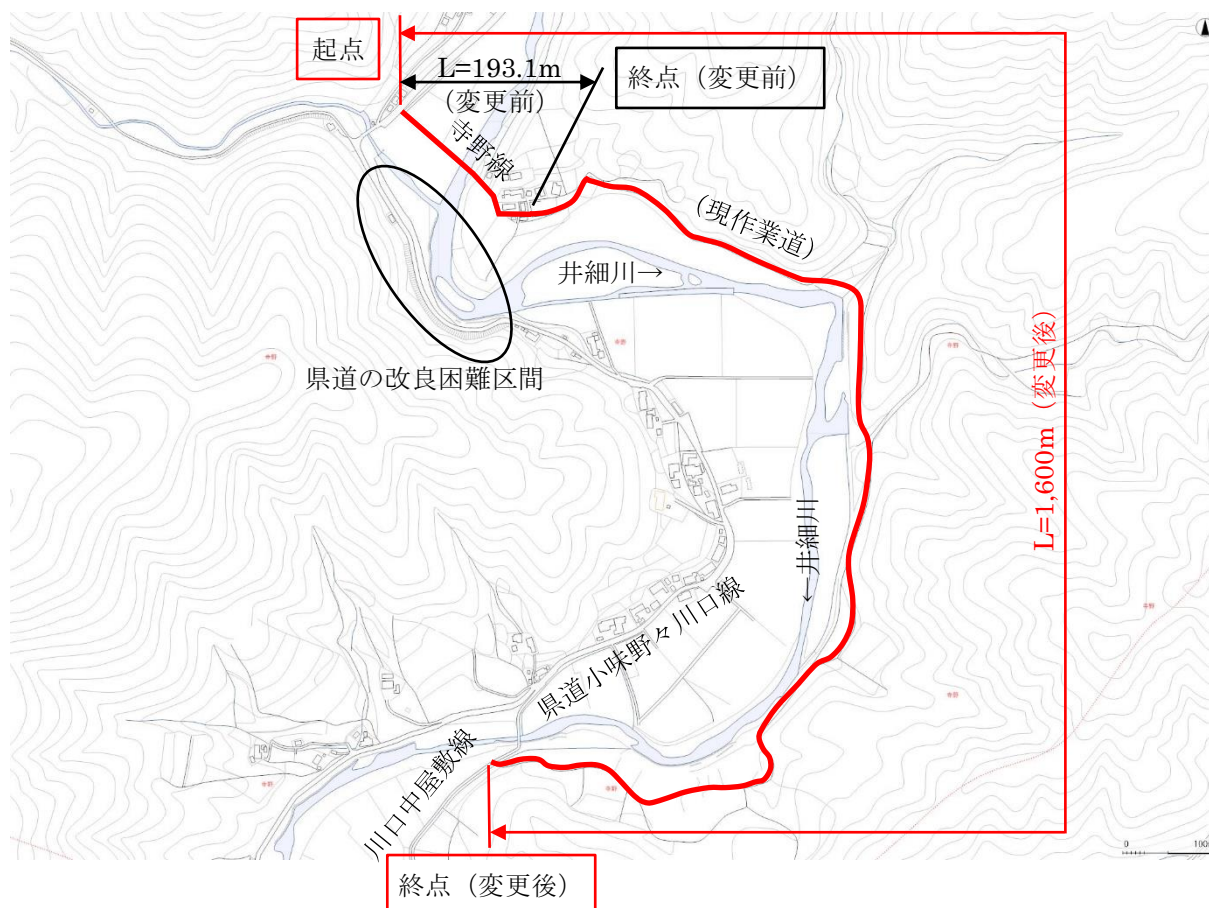
町道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

〔寺野線〕

寺野線は、県道小味野々川口線から井細川を渡り対岸の集落を結ぶ路線で、作業道を利用することにより下流の川口中屋敷線を経由し、再び県道へと接続しています。県道小味野々川口線には改良困難な狭隘区間があり、災害時等は県道の迂回路として防災面においても有効な路線であるため、当該区間を現行の寺野線の終点を変更することにより町道に編入し、維持管理を図るものです。（認定基準第6号該当）

路線概要

整理番号	223	路線名	寺野線
変更前後	変更前	変更後	
延長	193.1m		1,600.0m
起点地番	寺野字ホケ口 624 番 2 地先		寺野字ホケ口 624 番 2 地先
終点地番	寺野字キサйка市 359 番 1 地先		寺野字嶋野 566 番地先

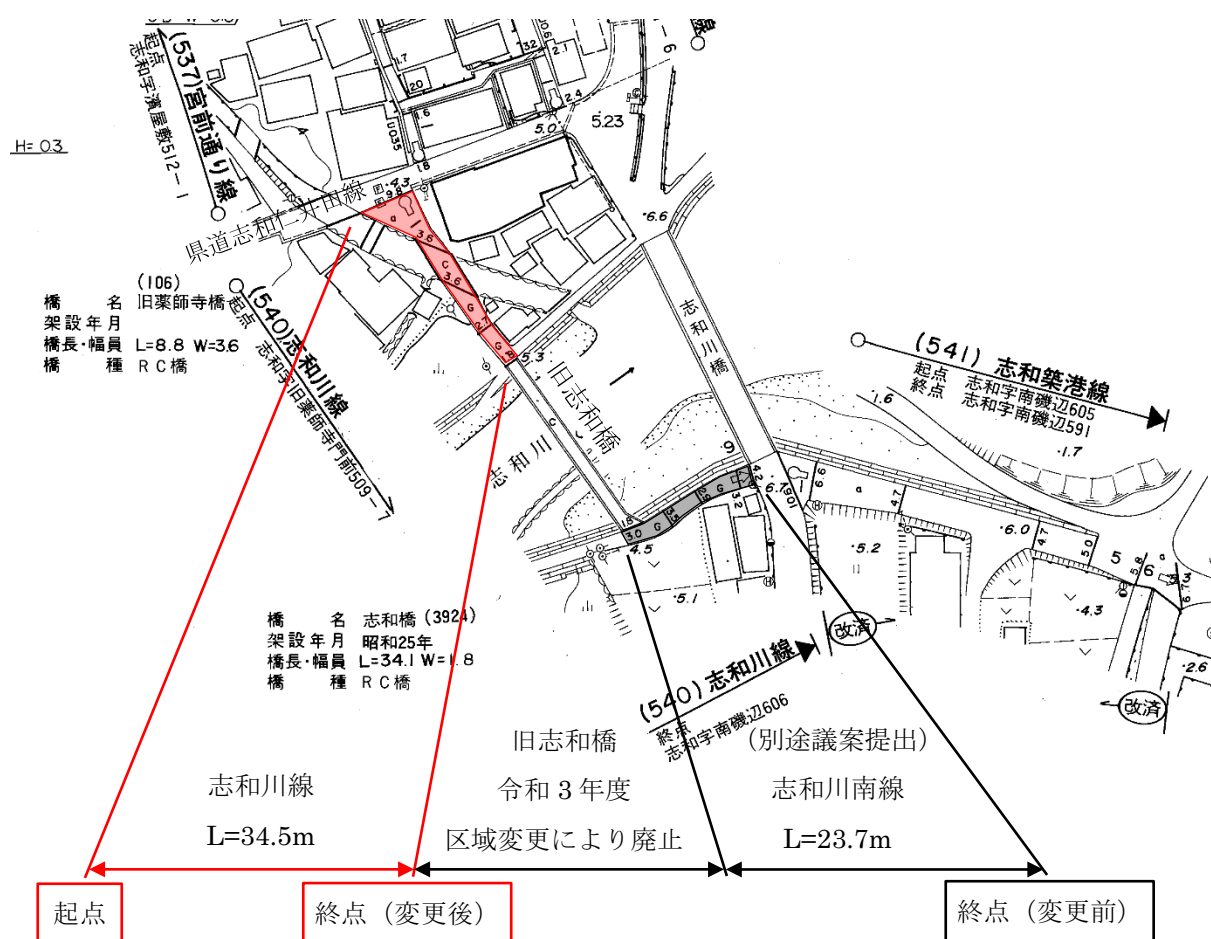


[志和川線]

志和川線は、県道志和仁井田線から志和川を渡る路線ですが、令和3年度に被災した旧志和橋の廃止により路線が分断された状態となっているため、路線を分割して管理するものとし、当該路線の終点を旧志和橋までに変更します。なお、旧志和橋より終点側の区間については、新たに志和川南線として管理するものとし、別途議案第67号を提出しています。(認定基準第9号該当)

路線概要

整理番号	540	路線名	志和川線
変更前後	変更前	変更後	
延長	58.2m	34.5m	
起点地番	志和字旧薬師寺門前 509 番 7 地先	志和字旧薬師寺門前 509 番 7 地先	
終点地番	志和字南磯辺 606 番地先	志和字旧薬師寺門前 511 番 2 地先	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

■議案第67号 町道路線の認定について

【要旨】

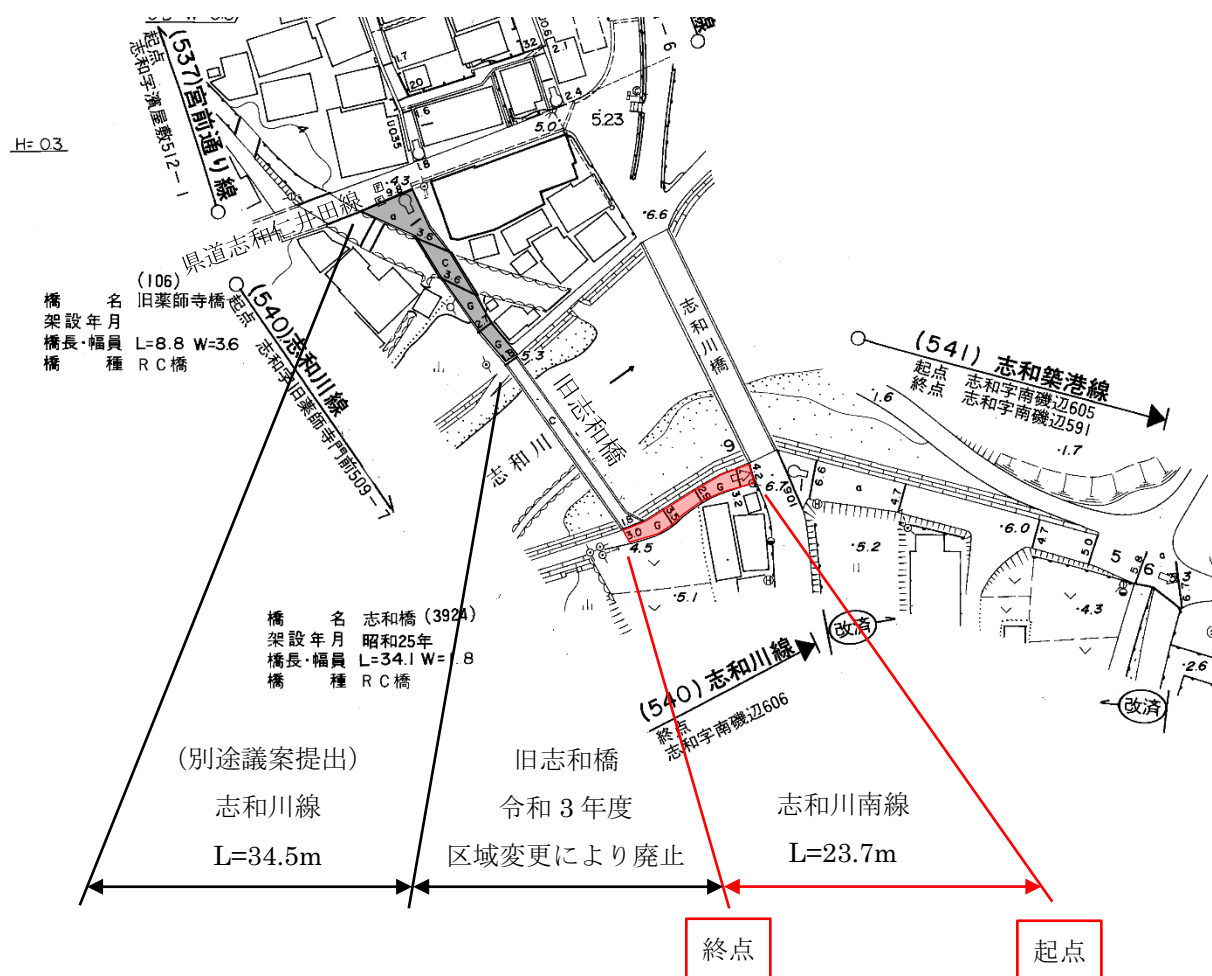
町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

〔志和川南線〕

従前の志和川線は県道志和仁井田線から志和川を渡る路線ですが、令和3年度に被災した旧志和橋の廃止により、路線が分断された状態となっているため、路線を分割し、志和川線の終点を旧志和橋までに変更したうえで、旧志和橋より終点側の区間を志和川南線として町道に認定し維持管理を図るものです。（認定基準第9号該当）

路線概要

整理番号	715	延長
路線名	志和川南線	
起点地番	志和字南磯辺 606 番1 地先	23.7m
終点地番	志和字南磯辺 607 番イ 地先	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

■議案第68号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

【要旨】

督促状は、町税や保険料等（以下「町税等」という。）を期限までに納付していない方に対して納付を促すために発送していますが、近年では従来の金融機関等での納付や口座振替に加え、パソコンやスマートフォンを利用したキャッシュレス決済や全国の金融機関での納付（税のみ）も可能となったことから、発送件数は年々減少しています。

また、督促手数料は、督促状の発送に係る費用を負担していただくもので、本町では督促状1通当たり100円の督促手数料を徴収しています。しかし、督促状発送後に当初の納付書で納付した場合、新たに督促手数料のみの請求が必要となり、結果的に督促手数料を超える費用をかけて徴収している状況となっています。

このような状況から全国的にも廃止の傾向にあることや、督促手数料の廃止により、徴収事務の軽減・効率化が図られ、徴収業務に注力できることで徴収率向上に努めるものです。

1 督促手数料を徴収している債権及び根拠条例

	債権名	条 例
1	町税（国民健康保険税を含む。）	四万十町税条例
2	ケーブルテレビ加入金、引込工事に関する費用、放送通信サービスの使用料、インターネットサービスの使用料	四万十町ケーブルネットワーク条例
3	保育所（認定こども園を含む。）使用料 下水道使用料	四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例
4	後期高齢者医療保険料	四万十町後期高齢者医療条例
5	介護保険料	四万十町介護保険条例
6	農業集落排水処理施設の使用料、分担金及び手数料	四万十町農業集落排水処理施設条例
7	水道料金、メーターの使用料、工事費等	四万十町給水条例
8	町長が許可した道路の占用料	四万十町道路占用条例

2 督促手数料について

町税等の債権が納期限までに納付されなかった場合、納期限から20日以内に督促状を発しなければならないことが地方税法等に定められています。

一方で、督促手数料については、督促状を発した場合に条例の定めるところにより手数料を徴収できると定められており、本町は100円としています。

3 他自治体の状況（令和5年9月末現在）

- ・全国の都道府県及び政令指定都市では、全て督促手数料を廃止しており、中核市においても、約8割にあたる50市が廃止済
- ・県内では高知県をはじめ26市町村（高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・四万十市・宿毛市、香南市・香美市・土佐清水市・梶原町・津野町・東洋町・奈半利町・田野町・仁淀川町・本山町・大豊町・土佐町・黒潮町・大月町・馬路村・芸西村・北川村・大川村）が廃止済
- ・いの町、中土佐町が令和6年度廃止に向けて検討中
- ・安田町、三原村が令和7年度廃止に向けて検討中
- ・佐川町、越知町、日高村は未定

【条例の内容】

督促手数料を徴収している債権の根拠となるそれぞれの条例から督促手数料に関する規定を削除します。

なお、この条例の施行日前に発した督促状に係る督促手数料は、徴収するものとします。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町税条例 (定義) 平成18年 3 月20日条例第53号 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 徴税吏員 町長又はその委任を受けた職員をいう。 (2) 徴収金 町税並びにその<u>延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費</u>をいう。 (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びに納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 第21条 <u>削除</u>	○四万十町税条例 (定義) 平成18年 3 月20日条例第53号 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 徴税吏員 町長又はその委任を受けた職員をいう。 (2) 徴収金 町税並びにその<u>督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費</u>をいう。 (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びに納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 <u>(督促手数料)</u> 第21条 <u>徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町介護保険条例	○四万十町介護保険条例

改正後	改正前
平成18年3月20日条例第94号 目次 第3章 保険料 (第4条—<u>第12条</u>) 第4章 雑則 (<u>第13条</u>) 第5章 罰則 (<u>第14条—第18条</u>) (延滞金) <u>第9条</u> (略) (保険料の徴収猶予) <u>第10条</u> (略) (保険料の減免) <u>第11条</u> (略) (保険料に関する申告) <u>第12条</u> (略) (委任) <u>第13条</u> (略) <u>第14条</u> (略) <u>第15条</u> (略) <u>第16条</u> (略) <u>第17条</u> (略) <u>第18条</u> <u>第14条</u>から前条までの過料の額は、状況により、町長が定める。 2 <u>第14条</u>から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告	平成18年3月20日条例第94号 目次 第3章 保険料 (第4条—<u>第13条</u>) 第4章 雑則 (<u>第14条</u>) 第5章 罰則 (<u>第15条—第19条</u>) (<u>保険料の督促手数料</u>) <u>第9条</u> <u>保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u> (延滞金) <u>第10条</u> (略) (保険料の徴収猶予) <u>第11条</u> (略) (保険料の減免) <u>第12条</u> (略) (保険料に関する申告) <u>第13条</u> (略) (委任) <u>第14条</u> (略) <u>第15条</u> (略) <u>第16条</u> (略) <u>第17条</u> (略) <u>第18条</u> (略) <u>第19条</u> <u>第15条</u>から前条までの過料の額は、状況により、町長が定める。 2 <u>第15条</u>から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告

改正後	改正前
知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。 附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 2 (略)	知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。 附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 2 (略)
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第4条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）とする。	(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定による減免をした場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第4条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）とする。

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町後期高齢者医療条例 平成20年3月21日条例第3号 (延滞金) <u>第5条</u> (略) (罰則) <u>第6条</u> (略) <u>第7条</u> (略) <u>第8条</u> (略) <u>第9条</u> (略) 附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、<u>第5条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 2 (略)	○四万十町後期高齢者医療条例 平成20年3月21日条例第3号 (保険料の督促手数料) <u>第5条</u> <u>保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u> (延滞金) <u>第6条</u> (略) (罰則) <u>第7条</u> (略) <u>第8条</u> (略) <u>第9条</u> (略) 附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、<u>第6条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 2 (略)

四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○<u>四万十町延滞金徴収条例</u> 平成18年 3 月 20 日 条例第58号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の 3 第 2 項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金（以下「税外収入金」という。）の <u>延滞金の徴収に</u> 関し必要な事項を定めるものとする。 (延滞金の納付等) <u>第 2 条</u> (略) (延滞金の端数計算) <u>第 3 条</u> (略) (延滞金の端数計算) <u>第 4 条</u> (略) (延滞金の端数計算) <u>第 5 条</u> (略) (委任) <u>第 5 条</u> (略) 附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、<u>第 2 条</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パー	○<u>四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例</u> 平成18年 3 月 20 日 条例第58号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の 3 第 2 項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金（以下「税外収入金」という。）の <u>督促に係る手数料及び延滞金の徴収に</u> 関し必要な事項を定めるものとする。 (督促手数料) <u>第 2 条</u> <u>税外収入金の徴収につき、督促状を発した場合には、督促手数料として 1 通につき 100 円を徴収するものとする。</u> (延滞金の納付等) <u>第 3 条</u> (略) (延滞金の端数計算) <u>第 4 条</u> (略) (延滞金の端数計算) <u>第 5 条</u> (略) (委任) <u>第 6 条</u> (略) 附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、<u>第 3 条</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パー

改正後	改正前
セントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	セントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町農業集落排水処理施設条例 平成18年3月20日条例第112号 目次 第4章 雑則 (第23条) 第5章 罰則 (<u>第24条</u>) 第4章 雑則 (<u>督促及び滞納処分</u>) <u>第23条</u> この条例の規定により納付すべき使用料、分担金及び手数料の滞納者に対する督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分については、四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の規定を準用する。 (委任) <u>第23条</u> (略) 第5章 罰則 <u>第24条</u> (略)	○四万十町農業集落排水処理施設条例 平成18年3月20日条例第112号 目次 第4章 雑則 (第23条・<u>第24条</u>) 第5章 罰則 (<u>第25条</u>) 第4章 雑則 (<u>督促及び滞納処分</u>) <u>第23条</u> この条例の規定により納付すべき使用料、分担金及び手数料の滞納者に対する督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分については、四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の規定を準用する。 (委任) <u>第24条</u> (略) 第5章 罰則 <u>第25条</u> (略)

四万十町道路占用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○<u>四万十町道路占用料徴収条例</u> (<u>延滞金</u>) 平成18年3月20日条例第142号 <u>第5条</u> 町長は、前条の督促を行ったときは、<u>納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。</u>	○<u>四万十町道路占用条例</u> 平成18年3月20日条例第142号 <u>(手数料及び延滞金)</u> <u>第5条</u> 前条の場合において、次に掲げるところにより手数料及び延滞金を徴収する。 _____ (1) 手数料は、督促状1通につき100円とする。 (2) 延滞金の額は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、<u>年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。</u> <u>2. 前項の手数料及び延滞金は、占用料に先立つものとする。</u>

四万十町給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町給水条例 平成18年3月20日条例第187号 目次 第4章 料金、使用料及び手数料 (第23条—<u>第32条</u>) 第5章 取締り (<u>第33条—第35条</u>) 第6章 貯水槽水道 (<u>第36条・第37条</u>) 第7章 雑則 (<u>第38条</u>) 第8章 罰則 (<u>第39条・第40条</u>)	○四万十町給水条例 平成18年3月20日条例第187号 目次 第4章 料金、使用料及び手数料 (第23条—<u>第33条</u>) 第5章 取締り (<u>第34条—第36条</u>) 第6章 貯水槽水道 (<u>第37条・第38条</u>) 第7章 雑則 (<u>第39条</u>) 第8章 罰則 (<u>第40条・第41条</u>) <u>(督促及び滞納処分)</u>

改正後	改正前
(手数料) <u>第31条</u> (略) (料金、手数料等の軽減又は免除) <u>第32条</u> (略) (検査等及び費用負担) <u>第33条</u> (略) (停水処分) <u>第34条</u> (略) (給水装置の切離し) <u>第35条</u> (略) (町の責務) <u>第36条</u> (略) (設置者の責務) <u>第37条</u> (略) (委任) <u>第38条</u> (略) (過料) <u>第39条</u> (略) (料金を免れた者に対する過料) <u>第40条</u> (略) 附 則 (平成17年度の手数料の特例)	<u>第31条</u> この条例の規定によって納付すべき料金、メーターの使用料、工事費等の滞納者に対する督促手数料及び延滞金の徴収及び滞納処分については、四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年四万十町条例第58号）の定めるところによる。 (手数料) <u>第32条</u> (略) (料金、手数料等の軽減又は免除) <u>第33条</u> (略) (検査等及び費用負担) <u>第34条</u> (略) (停水処分) <u>第35条</u> (略) (給水装置の切離し) <u>第36条</u> (略) (町の責務) <u>第37条</u> (略) (設置者の責務) <u>第38条</u> (略) (委任) <u>第39条</u> (略) (過料) <u>第40条</u> (略) (料金を免れた者に対する過料) <u>第41条</u> (略) 附 則 (平成17年度の手数料の特例)

改正後	改正前
5 <u>第31条</u>の規定にかかわらず、施行日から平成18年3月31日までの間における手数料については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。	5 <u>第32条</u>の規定にかかわらず、施行日から平成18年3月31日までの間における手数料については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。
四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例新旧対照表	
改正後	改正前
○四万十町ケーブルネットワーク条例 平成20年6月13日条例第24号 目次 第12章 雑則 (<u>第47条</u> <u>第48条</u>) 第13章 罰則 (<u>第48条</u>) (督促及び滞納処分) <u>第47条</u> 次に掲げるものの督促、延滞金の徴収等については、<u>四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例</u>（平成18年四万十町条例第58号）の定めるところによる。 (1) <u>第8条第1項の加入金</u> (2) <u>第11条第1項の引込工事に要する費用</u> (3) <u>第12条第2項の使用料</u> (4) <u>第31条第2項の使用料</u> (規則への委任) <u>第47条</u> (略) (過料) <u>第48条</u> (略)	○四万十町ケーブルネットワーク条例 平成20年6月13日条例第24号 目次 第12章 雑則 (<u>第47条</u>・<u>第48条</u>) 第13章 罰則 (<u>第49条</u>) (督促及び滞納処分) <u>第47条</u> 次に掲げるものの督促、延滞金の徴収等については、<u>四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例</u>（平成18年四万十町条例第58号）の定めるところによる。 (1) <u>第8条第1項の加入金</u> (2) <u>第11条第1項の引込工事に要する費用</u> (3) <u>第12条第2項の使用料</u> (4) <u>第31条第2項の使用料</u> (規則への委任) <u>第48条</u> (略) (過料) <u>第49条</u> (略)

■議案第69号 四万十町債権の管理等に関する条例及び四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

督促手数料の廃止により見直しが必要となった条例のうち、条文中に督促手数料を徴収する行為の規定がないものについて改正するものです。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

四万十町債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(強制執行等) 第9条 町長は、その他公法上の債権及び私法上の債権（以下「私債権等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条_____ _____の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(強制執行等) 第9条 町長は、その他公法上の債権及び私法上の債権（以下「私債権等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条又は<u>四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年四万十町条例第58号）</u>の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) (略) 2 (略)

四万十町行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(行政財産の目的外使用に係る使用料) 第2条 行政財産の使用料の種別及び金額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 土地の使用料については、当該土地の価額に100分の4の率を乗じて得た額を年額とする。ただし、電柱類を設置するために使用させる場合は、<u>四万十町道路占用料徴収条例</u>（平成18年四万十町条例第142号）第2条の規定の例により算定した額とする。 (2) (略) 2・3 (略)	(行政財産の目的外使用に係る使用料) 第2条 行政財産の使用料の種別及び金額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 土地の使用料については、当該土地の価額に100分の4の率を乗じて得た額を年額とする。ただし、電柱類を設置するために使用させる場合は、<u>四万十町道路占用条例</u>（平成18年四万十町条例第142号）第2条の規定の例により算定した額とする。 (2) (略) 2・3 (略)

■議案第70号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、令和5年8月7日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うものです。

【改正内容】

第1条による改正（適用日：令和5年4月1日）

（1）給料表の改定

- ・全ての給料表の給料月額を改定します。
- ・行政職給料表の内、以下の給料月額を改定
 - 1級（1～93号給）、2級（1～125号給）、3級（1～113号給）、
 - 4級（1～93号給）、5級（1～93号給）、6級（1～85号給）
- ・医療職給料表（1）の内、以下の給料月額を改定
 - 1級（1～65号給）、2級（1～97号給）、3級（1～89号給）
 - 4級（1～65号給）、5級（1～21号給）
- ・医療職給料表（2）の内、以下の給料月額を改定
 - 1級（1～85号給）、2級（1～105号給）、3級（1～113号給）、
 - 4級（1～105号給）、5級（1～85号給）、6級（1～65号給）、
 - 7級（1～53号給）
- ・医療職給料表（3）の内、以下の給料月額を改定
 - 1級（1～169号給）、2級（1～153号給）、3級（1～125号給）、
 - 4級（1～113号給）、5級（1～93号給）、6級（1～69号給）

※給料表の改定による影響額：約1,860万円

（2）初任給調整手当の改定

- ・給与条例第12条

医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を414,800円から415,600円に、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を50,800円から51,100円に引き上げます。

（3）期末手当及び勤勉手当の改定〔令和5年12月期〕

- ・給与条例第31条、第34条

期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分（定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分）引き上げます。

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 5 年度 期末手当	1. 20 月 (支給済み)	1. 25 月 (現行 1. 20 月)
勤勉手当	1. 00 月 (支給済み)	1. 05 月 (現行 1. 00 月)

(定年前再任用短時間勤務職員の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 5 年度 期末手当	0. 675 月 (支給済み)	0. 7 月 (現行 0. 675 月)
勤勉手当	0. 475 月 (支給済み)	0. 5 月 (現行 0. 475 月)

※期末手当及び勤勉手当の改定による影響額：約 1,830 万円

第 2 条による改正 (適用日：令和 6 年 4 月 1 日)

期末手当及び勤勉手当の改定 [令和 6 年度]

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 6 年度 期末手当	1. 225 月	1. 225 月
勤勉手当	1. 025 月	1. 025 月

(定年前再任用短時間勤務職員の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 6 年度 期末手当	0. 6875 月	0. 6875 月
勤勉手当	0. 4875 月	0. 4875 月

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条関係

改正後	改正前
○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (初任給調整手当) 第12条 (略) (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>415,600円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額<u>51,100円</u> (3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるもの 月額2,500円 2～3 (略) (期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、<u>分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。	○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (初任給調整手当) 第12条 (略) (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>414,800円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額<u>50,800円</u> (3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるもの 月額2,500円 2～3 (略) (期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。

改正後		改正前																																																																																																																														
4～7（略） （勤勉手当） 第34条（略）	4～7（略） （勤勉手当） 第34条（略）	4～7（略） （勤勉手当） 第34条（略）																																																																																																																														
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。																																																																																																																														
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額																																																																																																																														
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合</u> には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合</u> には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額																																																																																																																														
3～5（略）	3～5（略）	3～5（略）																																																																																																																														
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																																																																																																																														
行政職給料表	行政職給料表	行政職給料表																																																																																																																														
<table><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th colspan="2">職務の級の号給</th><th colspan="2">1級</th><th colspan="2">2級</th><th colspan="2">3級</th><th colspan="2">4級</th><th colspan="2">5級</th><th colspan="2">6級</th></tr><tr><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>定年前</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	職員の区分	職務の級の号給		1級		2級		3級		4級		5級		6級		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	<table><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th colspan="2">職務の級の号給</th><th colspan="2">1級</th><th colspan="2">2級</th><th colspan="2">3級</th><th colspan="2">4級</th><th colspan="2">5級</th><th colspan="2">6級</th></tr><tr><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>定年前</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	職員の区分	職務の級の号給		1級		2級		3級		4級		5級		6級		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	<table><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th colspan="2">職務の級の号給</th><th colspan="2">1級</th><th colspan="2">2級</th><th colspan="2">3級</th><th colspan="2">4級</th><th colspan="2">5級</th><th colspan="2">6級</th></tr><tr><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>定年前</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	職員の区分	職務の級の号給		1級		2級		3級		4級		5級		6級		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員の区分		職務の級の号給		1級		2級		3級		4級		5級		6級																																																																																																																		
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																			
定年前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																			
職員の区分	職務の級の号給		1級		2級		3級		4級		5級		6級																																																																																																																			
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																			
定年前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																			
職員の区分	職務の級の号給		1級		2級		3級		4級		5級		6級																																																																																																																			
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																			
定年前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																			

改正後								改正前								
再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100		再任用	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300		短時間	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500		勤務職	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500		員以外	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500		の職員	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500			6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400			7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300			8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200		9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200		10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200		11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200		12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000		13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000		14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900		15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800		16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500		17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500		18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300		19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200		20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	

改正後							改正前						
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600

改正後							改正前						
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100

改正後							改正前							
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>		63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>		64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>		65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>		66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>		67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>		68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>		69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>		70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>		71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>		72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>		73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>		74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>		75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>		76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>		77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>		78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>		79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>		80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>		81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>		82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>		83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>

改正後							改正前							
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>		84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>		85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>			86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>	
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>			87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>	
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>			88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>	
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>			89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>	
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>			90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>	
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>			91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>	
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>			92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>	
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>			93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>	
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>					94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>			
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>					95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>			
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>					96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>			
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>					97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>			
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>			
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>					99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>			
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>					100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>			
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>					101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>			
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>					102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>			
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>					103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>			
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>					104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>			

改正後					改正前				
105	<u>299,300</u>	<u>347,800</u>			105	<u>298,300</u>	<u>346,800</u>		
106	<u>299,600</u>	<u>348,200</u>			106	<u>298,600</u>	<u>347,200</u>		
107	<u>300,000</u>	<u>348,600</u>			107	<u>299,000</u>	<u>347,600</u>		
108	<u>300,300</u>	<u>349,000</u>			108	<u>299,300</u>	<u>348,000</u>		
109	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>			109	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>		
110	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>			110	<u>299,900</u>	<u>348,900</u>		
111	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>			111	<u>300,300</u>	<u>349,200</u>		
112	<u>301,600</u>	<u>350,500</u>			112	<u>300,600</u>	<u>349,500</u>		
113	<u>301,800</u>	<u>351,000</u>			113	<u>300,800</u>	<u>350,000</u>		
114	<u>302,000</u>				114	<u>301,000</u>			
115	<u>302,300</u>				115	<u>301,300</u>			
116	<u>302,700</u>				116	<u>301,700</u>			
117	<u>302,900</u>				117	<u>301,900</u>			
118	<u>303,100</u>				118	<u>302,100</u>			
119	<u>303,400</u>				119	<u>302,400</u>			
120	<u>303,700</u>				120	<u>302,700</u>			
121	<u>304,100</u>				121	<u>303,100</u>			
122	<u>304,300</u>				122	<u>303,300</u>			
123	<u>304,600</u>				123	<u>303,600</u>			
124	<u>304,900</u>				124	<u>303,900</u>			

改正後										改正前											
	125									125											
定年前		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	定年前		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準		
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
短時間		円	円	円	円	円	円	円	円	短時間		円	円	円	円	円	円	円	円		
勤務職		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200			勤務職		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100				
員										員											
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。										備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。											
別表第2（第4条関係）										別表第2（第4条関係）											
ア 医療職給料表（1）										ア 医療職給料表（1）											
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級				職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
定年前 再任用	1	円	円	円	円	円				定年前 再任用	1	円	円	円	円	円					
	2	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100						253,600	338,400	400,400	471,700	566,500					
	3	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200						256,100	341,400	403,300	474,000	569,600					
	4	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300						258,600	344,200	405,900	476,200	572,700					
短時間 勤務職	5	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400				短時間 勤務職	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800					
	6	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300						263,300	349,800	411,000	480,700	578,700					
	7	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700						267,100	352,800	413,300	482,900	581,100					
	8	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100						270,900	355,900	415,400	485,100	583,500					
員以外の職員	9	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500				員以外の職員	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900					
		288,100	368,700	424,600	491,900	589,700						278,300	361,100	419,500	489,300	588,100					

改正後						改正前					
10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
22	335,000	403,900	453,300	517,700		22	327,100	398,300	450,300	515,700	
23	338,400	405,500	455,600	519,500		23	330,500	400,200	452,600	517,600	
24	341,700	407,100	457,800	521,300		24	333,800	401,800	454,900	519,500	
25	345,000	408,800	459,800	522,900		25	337,300	403,800	456,900	521,200	
26	347,500	411,000	462,100	524,700		26	339,800	406,100	459,200	523,000	
27	350,000	413,100	464,300	526,500		27	342,400	408,300	461,400	524,800	
28	352,300	415,100	466,600	528,300		28	344,700	410,600	463,700	526,600	
29	354,400	417,200	468,700	529,900		29	347,100	412,900	465,800	528,200	
30	356,100	419,300	470,900	531,700		30	348,900	415,000	468,100	530,000	

改正後						改正前					
31	<u>357,800</u>	<u>420,900</u>	<u>473,200</u>	<u>533,500</u>		31	<u>350,700</u>	<u>417,000</u>	<u>470,400</u>	<u>531,800</u>	
32	<u>359,600</u>	<u>422,600</u>	<u>475,300</u>	<u>535,300</u>		32	<u>352,700</u>	<u>419,100</u>	<u>472,600</u>	<u>533,600</u>	
33	<u>361,500</u>	<u>424,500</u>	<u>477,100</u>	<u>536,900</u>		33	<u>354,900</u>	<u>421,000</u>	<u>474,600</u>	<u>535,200</u>	
34	<u>363,700</u>	<u>426,000</u>	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>		34	<u>357,200</u>	<u>422,800</u>	<u>476,700</u>	<u>537,000</u>	
35	<u>365,800</u>	<u>427,800</u>	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>		35	<u>359,300</u>	<u>424,600</u>	<u>478,800</u>	<u>538,700</u>	
36	<u>367,800</u>	<u>429,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>		36	<u>361,600</u>	<u>426,600</u>	<u>480,900</u>	<u>540,500</u>	
37	<u>369,700</u>	<u>431,500</u>	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>		37	<u>363,700</u>	<u>428,500</u>	<u>483,000</u>	<u>542,100</u>	
38	<u>371,900</u>	<u>433,500</u>	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>		38	<u>366,100</u>	<u>430,500</u>	<u>484,800</u>	<u>543,700</u>	
39	<u>374,000</u>	<u>435,300</u>	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>		39	<u>368,300</u>	<u>432,400</u>	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>	
40	<u>376,000</u>	<u>437,200</u>	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>		40	<u>370,300</u>	<u>434,400</u>	<u>488,400</u>	<u>546,700</u>	
41	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>		41	<u>372,500</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>	<u>548,200</u>	
42	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>		42	<u>373,500</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>	<u>549,600</u>	
43	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>		43	<u>374,300</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>	<u>551,000</u>	
44	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>		44	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>	<u>552,300</u>	
45	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>		45	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>	<u>553,500</u>	
46	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>		46	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>	<u>554,500</u>	
47	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>		47	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>	<u>555,500</u>	
48	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>		48	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>	<u>556,500</u>	
49	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>		49	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>	<u>557,500</u>	
50	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>		50	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>	<u>558,400</u>	
51	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>		51	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>	<u>559,300</u>	

改正後						改正前					
52	387,700	457,900	509,500	561,800		52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	388,500	459,800	510,500	562,600		53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	389,300	461,000	511,800	563,500		54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	390,000	462,200	513,100	564,400		55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	390,700	463,400	514,400	565,300		56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	391,400	464,400	515,400	566,200		57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	392,300	465,400	516,200	567,100		58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	393,000	466,300	517,000	568,000		59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	393,600	467,100	517,800	568,700		60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	394,100	467,900	518,700	569,600		61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	394,600	468,600	519,500	570,500		62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	395,000	469,300	520,400	571,400		63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	395,400	469,900	521,200	572,300		64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	395,700	470,600	522,100	573,200		65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		471,300	523,000			66		469,700	521,400		
67		471,900	523,700			67		470,400	522,100		
68		472,500	524,600			68		471,000	523,000		
69		472,800	525,500			69		471,300	523,900		
70		473,400	526,300			70		472,000	524,700		
71		474,100	527,200			71		472,700	525,600		
72		474,800	528,100			72		473,400	526,500		

改正後						改正前					
73	475, 200	528, 900				73	473, 800	527, 300			
74	475, 800	529, 800				74	474, 400	528, 200			
75	476, 500	530, 700				75	475, 100	529, 100			
76	477, 200	531, 400				76	475, 800	529, 800			
77	477, 600	532, 200				77	476, 200	530, 600			
78	478, 200	533, 100				78	476, 800	531, 500			
79	478, 800	534, 000				79	477, 400	532, 400			
80	479, 300	534, 900				80	477, 900	533, 300			
81	479, 900	535, 700				81	478, 500	534, 100			
82	480, 400	536, 600				82	479, 000	535, 000			
83	480, 900	537, 500				83	479, 500	535, 900			
84	481, 400	538, 400				84	480, 000	536, 800			
85	481, 800	539, 200				85	480, 400	537, 600			
86	482, 400	540, 100				86	481, 000	538, 500			
87	482, 800	541, 000				87	481, 400	539, 400			
88	483, 300	541, 900				88	481, 900	540, 300			
89	483, 800	542, 700				89	482, 400	541, 100			
90	484, 400					90	483, 000				
91	485, 000					91	483, 600				
92	485, 400					92	484, 000				

改正後												改正前											
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200					6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200				
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800					7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800				
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500					8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500				
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600					9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600				
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800					10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900				
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000					11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100				
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200					12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300				
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200					13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400				
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200					14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400				
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200					15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400				
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200					16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500				
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000					17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300				
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900					18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300				
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800					19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200				
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600					20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300				
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400					21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100				
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000					22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700				
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600					23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300				
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100					24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800				
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600					25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300				
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900					26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600				

改正後								改正前							
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900

改正後										改正前									
48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100	443, 500			48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200		
49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500	443, 800			49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500		
50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400	402, 800	444, 200			50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900		
51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100	444, 500			51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200		
52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400	444, 800			52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500		
53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700	445, 100			53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800		
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000				54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800			
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300				55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100			
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600				56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400			
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900				57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700			
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200				58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000			
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500				59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300			
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900				60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700			
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100				61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900			
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400				62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200			
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700				63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500			
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000				64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800			
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200				65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000			
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900					66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900				
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600					67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600				
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200					68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200				

改正後										改正前									
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600					69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600				
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100					70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100				
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600					71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600				
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100					72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100				
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700					73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700				
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200					74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200				
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800					75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800				
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400					76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400				
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900					77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900				
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400					78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400				
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900					79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900				
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400					80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400				
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700					81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700				
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200					82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200				
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600					83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600				
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000					84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000				
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400					85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400				
86		290, 700	326, 500	347, 300						86		289, 500	325, 400	346, 300					
87		290, 900	326, 700	347, 600						87		289, 700	325, 600	346, 600					
88		291, 100	327, 000	347, 900						88		289, 900	326, 000	346, 900					

改正後						改正前					
89	291,500	327,400	348,300			89	290,300	326,400	347,300		
90	291,700	327,800	348,600			90	290,500	326,800	347,600		
91	291,900	328,200	349,000			91	290,700	327,200	348,000		
92	292,100	328,600	349,300			92	290,900	327,600	348,300		
93	292,500	328,900	349,700			93	291,300	327,900	348,700		
94	292,700	329,100	350,000			94	291,500	328,100	349,000		
95	292,900	329,500	350,300			95	291,700	328,500	349,300		
96	293,200	329,800	350,600			96	292,000	328,800	349,600		
97	293,500	330,000	350,900			97	292,400	329,000	349,900		
98	293,700	330,300	351,300			98	292,700	329,300	350,300		
99	293,900	330,600	351,700			99	292,900	329,600	350,700		
100	294,200	330,900	352,100			100	293,200	329,900	351,100		
101	294,500	331,100	352,600			101	293,500	330,100	351,600		
102	294,700	331,400	353,000			102	293,700	330,400	352,000		
103	294,900	331,800	353,400			103	293,900	330,800	352,400		
104	295,200	332,000	353,800			104	294,200	331,000	352,800		
105	295,500	332,200	354,300			105	294,500	331,200	353,300		
106		332,400				106		331,400			
107		332,800				107		331,800			
108		333,000				108		332,000			
109		333,200				109		332,200			

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	110								110									110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

改正後							改正前							
6	<u>190,800</u>	<u>220,600</u>	<u>259,900</u>	<u>276,300</u>	<u>301,500</u>	<u>342,900</u>		6	<u>177,100</u>	<u>206,900</u>	<u>251,700</u>	<u>269,900</u>	<u>296,800</u>	<u>340,500</u>
7	<u>192,300</u>	<u>222,400</u>	<u>260,700</u>	<u>277,000</u>	<u>303,100</u>	<u>344,900</u>		7	<u>178,600</u>	<u>209,100</u>	<u>252,800</u>	<u>270,600</u>	<u>298,500</u>	<u>342,600</u>
8	<u>193,800</u>	<u>224,100</u>	<u>261,400</u>	<u>277,900</u>	<u>304,700</u>	<u>346,900</u>		8	<u>180,100</u>	<u>211,200</u>	<u>254,100</u>	<u>271,500</u>	<u>300,200</u>	<u>344,700</u>
9	<u>195,000</u>	<u>225,800</u>	<u>262,100</u>	<u>278,800</u>	<u>306,300</u>	<u>348,400</u>		9	<u>181,300</u>	<u>213,200</u>	<u>254,900</u>	<u>272,600</u>	<u>301,900</u>	<u>346,200</u>
10	<u>196,700</u>	<u>227,200</u>	<u>262,800</u>	<u>279,400</u>	<u>307,700</u>	<u>350,400</u>		10	<u>183,000</u>	<u>214,600</u>	<u>255,800</u>	<u>273,200</u>	<u>303,500</u>	<u>348,200</u>
11	<u>198,300</u>	<u>228,500</u>	<u>263,600</u>	<u>280,300</u>	<u>308,900</u>	<u>352,300</u>		11	<u>184,600</u>	<u>216,000</u>	<u>256,700</u>	<u>274,200</u>	<u>304,800</u>	<u>350,100</u>
12	<u>199,800</u>	<u>229,400</u>	<u>264,300</u>	<u>281,200</u>	<u>310,200</u>	<u>354,300</u>		12	<u>186,100</u>	<u>217,200</u>	<u>257,500</u>	<u>275,200</u>	<u>306,100</u>	<u>352,100</u>
13	<u>201,200</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>	<u>282,100</u>	<u>311,400</u>	<u>356,200</u>		13	<u>187,500</u>	<u>218,600</u>	<u>258,600</u>	<u>276,200</u>	<u>307,600</u>	<u>354,000</u>
14	<u>203,200</u>	<u>231,800</u>	<u>266,000</u>	<u>283,000</u>	<u>313,000</u>	<u>358,200</u>		14	<u>189,500</u>	<u>220,000</u>	<u>259,600</u>	<u>277,200</u>	<u>309,200</u>	<u>356,100</u>
15	<u>205,300</u>	<u>232,800</u>	<u>266,800</u>	<u>283,900</u>	<u>314,600</u>	<u>360,200</u>		15	<u>191,500</u>	<u>221,500</u>	<u>260,400</u>	<u>278,200</u>	<u>311,000</u>	<u>358,200</u>
16	<u>207,300</u>	<u>233,700</u>	<u>267,700</u>	<u>284,800</u>	<u>316,200</u>	<u>362,200</u>		16	<u>193,500</u>	<u>222,700</u>	<u>261,300</u>	<u>279,300</u>	<u>312,800</u>	<u>360,200</u>
17	<u>209,300</u>	<u>234,800</u>	<u>268,200</u>	<u>285,800</u>	<u>317,700</u>	<u>364,100</u>		17	<u>195,500</u>	<u>224,100</u>	<u>261,800</u>	<u>280,600</u>	<u>314,500</u>	<u>362,200</u>
18	<u>211,300</u>	<u>236,200</u>	<u>269,000</u>	<u>286,800</u>	<u>319,200</u>	<u>366,100</u>		18	<u>197,500</u>	<u>225,600</u>	<u>262,700</u>	<u>281,800</u>	<u>316,100</u>	<u>364,200</u>
19	<u>213,400</u>	<u>237,600</u>	<u>269,800</u>	<u>287,800</u>	<u>320,700</u>	<u>368,200</u>		19	<u>199,500</u>	<u>227,100</u>	<u>263,500</u>	<u>282,800</u>	<u>317,800</u>	<u>366,300</u>
20	<u>215,400</u>	<u>238,700</u>	<u>270,600</u>	<u>288,900</u>	<u>322,100</u>	<u>370,200</u>		20	<u>201,500</u>	<u>228,600</u>	<u>264,300</u>	<u>284,000</u>	<u>319,500</u>	<u>368,400</u>
21	<u>217,300</u>	<u>239,800</u>	<u>271,300</u>	<u>290,200</u>	<u>323,500</u>	<u>371,900</u>		21	<u>203,500</u>	<u>229,700</u>	<u>265,200</u>	<u>285,500</u>	<u>320,900</u>	<u>370,100</u>
22	<u>219,000</u>	<u>241,400</u>	<u>272,000</u>	<u>291,600</u>	<u>324,900</u>	<u>374,000</u>		22	<u>205,400</u>	<u>231,400</u>	<u>265,900</u>	<u>287,100</u>	<u>322,400</u>	<u>372,200</u>
23	<u>220,700</u>	<u>243,100</u>	<u>272,700</u>	<u>292,800</u>	<u>326,400</u>	<u>376,100</u>		23	<u>207,500</u>	<u>233,100</u>	<u>266,800</u>	<u>288,400</u>	<u>323,900</u>	<u>374,300</u>
24	<u>222,400</u>	<u>244,500</u>	<u>273,500</u>	<u>294,000</u>	<u>327,800</u>	<u>378,100</u>		24	<u>209,600</u>	<u>234,700</u>	<u>267,600</u>	<u>289,700</u>	<u>325,400</u>	<u>376,300</u>
25	<u>223,700</u>	<u>245,700</u>	<u>274,300</u>	<u>295,100</u>	<u>329,200</u>	<u>380,000</u>		25	<u>211,200</u>	<u>236,000</u>	<u>268,600</u>	<u>290,800</u>	<u>326,800</u>	<u>378,300</u>
26	<u>225,000</u>	<u>247,000</u>	<u>275,000</u>	<u>296,500</u>	<u>330,600</u>	<u>381,600</u>		26	<u>212,500</u>	<u>237,700</u>	<u>269,400</u>	<u>292,400</u>	<u>328,200</u>	<u>379,900</u>

改正後							改正前								
27	<u>226,100</u>	<u>248,400</u>	<u>275,800</u>	<u>297,900</u>	<u>332,000</u>	<u>383,400</u>			27	<u>213,700</u>	<u>239,400</u>	<u>270,300</u>	<u>294,100</u>	<u>329,700</u>	<u>381,800</u>
28	<u>227,100</u>	<u>249,700</u>	<u>276,600</u>	<u>299,300</u>	<u>333,400</u>	<u>385,200</u>			28	<u>215,000</u>	<u>241,100</u>	<u>271,300</u>	<u>295,600</u>	<u>331,300</u>	<u>383,700</u>
29	<u>228,200</u>	<u>251,100</u>	<u>277,600</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>	<u>386,900</u>			29	<u>216,200</u>	<u>242,700</u>	<u>272,500</u>	<u>296,600</u>	<u>332,400</u>	<u>385,500</u>
30	<u>229,000</u>	<u>252,100</u>	<u>278,700</u>	<u>301,600</u>	<u>336,000</u>	<u>388,600</u>			30	<u>217,300</u>	<u>244,100</u>	<u>273,700</u>	<u>298,000</u>	<u>333,900</u>	<u>387,200</u>
31	<u>229,800</u>	<u>252,900</u>	<u>280,100</u>	<u>302,900</u>	<u>337,400</u>	<u>390,500</u>			31	<u>218,600</u>	<u>245,400</u>	<u>275,200</u>	<u>299,400</u>	<u>335,300</u>	<u>389,100</u>
32	<u>230,500</u>	<u>253,600</u>	<u>281,300</u>	<u>304,100</u>	<u>338,900</u>	<u>392,200</u>			32	<u>219,700</u>	<u>246,500</u>	<u>276,500</u>	<u>300,900</u>	<u>336,800</u>	<u>390,900</u>
33	<u>231,600</u>	<u>254,400</u>	<u>282,500</u>	<u>305,300</u>	<u>340,400</u>	<u>393,900</u>			33	<u>221,000</u>	<u>247,500</u>	<u>278,000</u>	<u>302,300</u>	<u>338,400</u>	<u>392,600</u>
34	<u>232,800</u>	<u>255,300</u>	<u>283,800</u>	<u>306,700</u>	<u>341,900</u>	<u>395,600</u>			34	<u>222,300</u>	<u>248,600</u>	<u>279,400</u>	<u>303,800</u>	<u>339,900</u>	<u>394,300</u>
35	<u>233,900</u>	<u>256,200</u>	<u>284,900</u>	<u>308,100</u>	<u>343,400</u>	<u>397,400</u>			35	<u>223,600</u>	<u>249,500</u>	<u>280,600</u>	<u>305,400</u>	<u>341,500</u>	<u>396,100</u>
36	<u>234,900</u>	<u>256,900</u>	<u>286,100</u>	<u>309,500</u>	<u>344,900</u>	<u>399,100</u>			36	<u>224,900</u>	<u>250,500</u>	<u>281,800</u>	<u>307,000</u>	<u>343,000</u>	<u>397,800</u>
37	<u>235,900</u>	<u>257,600</u>	<u>287,500</u>	<u>310,800</u>	<u>346,500</u>	<u>400,700</u>			37	<u>226,000</u>	<u>251,200</u>	<u>283,300</u>	<u>308,300</u>	<u>344,700</u>	<u>399,400</u>
38	<u>237,200</u>	<u>258,500</u>	<u>288,600</u>	<u>312,100</u>	<u>348,100</u>	<u>402,400</u>			38	<u>227,400</u>	<u>252,200</u>	<u>284,500</u>	<u>309,700</u>	<u>346,300</u>	<u>401,100</u>
39	<u>238,500</u>	<u>259,400</u>	<u>289,700</u>	<u>313,500</u>	<u>349,600</u>	<u>404,200</u>			39	<u>228,700</u>	<u>253,100</u>	<u>285,900</u>	<u>311,100</u>	<u>347,800</u>	<u>402,900</u>
40	<u>239,700</u>	<u>260,300</u>	<u>290,700</u>	<u>314,900</u>	<u>351,100</u>	<u>406,000</u>			40	<u>230,100</u>	<u>254,100</u>	<u>287,100</u>	<u>312,700</u>	<u>349,400</u>	<u>404,700</u>
41	<u>240,500</u>	<u>260,700</u>	<u>291,700</u>	<u>316,400</u>	<u>352,300</u>	<u>407,500</u>			41	<u>231,000</u>	<u>254,500</u>	<u>288,100</u>	<u>314,200</u>	<u>350,600</u>	<u>406,200</u>
42	<u>241,500</u>	<u>261,500</u>	<u>292,900</u>	<u>317,800</u>	<u>353,800</u>	<u>409,000</u>			42	<u>232,400</u>	<u>255,400</u>	<u>289,400</u>	<u>315,600</u>	<u>352,100</u>	<u>407,700</u>
43	<u>242,500</u>	<u>262,300</u>	<u>294,100</u>	<u>319,200</u>	<u>355,300</u>	<u>410,500</u>			43	<u>233,700</u>	<u>256,200</u>	<u>290,700</u>	<u>317,000</u>	<u>353,600</u>	<u>409,200</u>
44	<u>243,500</u>	<u>263,000</u>	<u>295,300</u>	<u>320,500</u>	<u>356,700</u>	<u>411,800</u>			44	<u>235,100</u>	<u>256,900</u>	<u>292,100</u>	<u>318,500</u>	<u>355,000</u>	<u>410,500</u>
45	<u>244,500</u>	<u>263,700</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>358,100</u>	<u>412,900</u>			45	<u>236,300</u>	<u>257,700</u>	<u>293,400</u>	<u>319,300</u>	<u>356,600</u>	<u>411,600</u>
46	<u>245,500</u>	<u>264,400</u>	<u>297,700</u>	<u>322,700</u>	<u>359,100</u>	<u>414,000</u>			46	<u>237,700</u>	<u>258,400</u>	<u>294,800</u>	<u>320,700</u>	<u>357,600</u>	<u>412,700</u>
47	<u>246,400</u>	<u>265,100</u>	<u>299,000</u>	<u>324,100</u>	<u>360,500</u>	<u>415,100</u>			47	<u>239,000</u>	<u>259,300</u>	<u>296,300</u>	<u>322,100</u>	<u>359,100</u>	<u>413,800</u>

改正後							改正前								
48	<u>247,200</u>	<u>265,800</u>	<u>300,200</u>	<u>325,600</u>	<u>361,800</u>	<u>416,300</u>			48	<u>240,300</u>	<u>260,100</u>	<u>297,800</u>	<u>323,600</u>	<u>360,400</u>	<u>415,000</u>
49	<u>248,000</u>	<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	<u>326,700</u>	<u>363,100</u>	<u>417,600</u>			49	<u>241,200</u>	<u>260,900</u>	<u>298,900</u>	<u>324,700</u>	<u>361,800</u>	<u>416,300</u>
50	<u>248,900</u>	<u>267,300</u>	<u>302,500</u>	<u>328,000</u>	<u>364,500</u>	<u>418,700</u>			50	<u>242,300</u>	<u>261,800</u>	<u>300,200</u>	<u>326,100</u>	<u>363,200</u>	<u>417,400</u>
51	<u>249,800</u>	<u>268,000</u>	<u>303,700</u>	<u>329,300</u>	<u>365,800</u>	<u>419,900</u>			51	<u>243,300</u>	<u>262,700</u>	<u>301,400</u>	<u>327,400</u>	<u>364,500</u>	<u>418,600</u>
52	<u>250,600</u>	<u>268,900</u>	<u>305,000</u>	<u>330,600</u>	<u>367,100</u>	<u>421,000</u>			52	<u>244,300</u>	<u>263,700</u>	<u>302,800</u>	<u>328,700</u>	<u>365,900</u>	<u>419,700</u>
53	<u>251,200</u>	<u>269,800</u>	<u>306,400</u>	<u>331,900</u>	<u>368,600</u>	<u>422,200</u>			53	<u>245,000</u>	<u>264,800</u>	<u>304,200</u>	<u>330,100</u>	<u>367,400</u>	<u>420,900</u>
54	<u>252,100</u>	<u>270,900</u>	<u>307,700</u>	<u>333,200</u>	<u>369,800</u>	<u>423,200</u>			54	<u>246,000</u>	<u>266,000</u>	<u>305,500</u>	<u>331,500</u>	<u>368,600</u>	<u>421,900</u>
55	<u>253,000</u>	<u>272,000</u>	<u>309,000</u>	<u>334,500</u>	<u>370,900</u>	<u>424,300</u>			55	<u>246,900</u>	<u>267,300</u>	<u>306,900</u>	<u>332,900</u>	<u>369,700</u>	<u>423,000</u>
56	<u>253,800</u>	<u>273,200</u>	<u>310,200</u>	<u>335,800</u>	<u>372,100</u>	<u>425,400</u>			56	<u>247,800</u>	<u>268,600</u>	<u>308,300</u>	<u>334,200</u>	<u>370,900</u>	<u>424,100</u>
57	<u>254,500</u>	<u>274,400</u>	<u>311,000</u>	<u>336,700</u>	<u>373,200</u>	<u>426,500</u>			57	<u>248,500</u>	<u>270,000</u>	<u>309,100</u>	<u>335,100</u>	<u>372,000</u>	<u>425,200</u>
58	<u>255,400</u>	<u>275,800</u>	<u>312,200</u>	<u>338,000</u>	<u>374,100</u>	<u>427,000</u>			58	<u>249,500</u>	<u>271,500</u>	<u>310,300</u>	<u>336,400</u>	<u>372,900</u>	<u>425,700</u>
59	<u>256,000</u>	<u>277,100</u>	<u>313,400</u>	<u>339,200</u>	<u>375,100</u>	<u>427,600</u>			59	<u>250,100</u>	<u>272,900</u>	<u>311,500</u>	<u>337,600</u>	<u>373,900</u>	<u>426,300</u>
60	<u>256,800</u>	<u>278,400</u>	<u>314,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,000</u>	<u>428,000</u>			60	<u>250,900</u>	<u>274,300</u>	<u>312,900</u>	<u>338,900</u>	<u>374,900</u>	<u>426,700</u>
61	<u>257,500</u>	<u>279,600</u>	<u>315,900</u>	<u>341,500</u>	<u>376,600</u>	<u>428,600</u>			61	<u>251,700</u>	<u>275,600</u>	<u>314,000</u>	<u>340,000</u>	<u>375,500</u>	<u>427,300</u>
62	<u>258,200</u>	<u>280,800</u>	<u>317,200</u>	<u>342,400</u>	<u>377,400</u>	<u>429,100</u>			62	<u>252,500</u>	<u>276,900</u>	<u>315,300</u>	<u>340,900</u>	<u>376,300</u>	<u>427,800</u>
63	<u>258,900</u>	<u>281,900</u>	<u>318,400</u>	<u>343,500</u>	<u>378,200</u>	<u>429,500</u>			63	<u>253,300</u>	<u>278,300</u>	<u>316,600</u>	<u>342,100</u>	<u>377,100</u>	<u>428,200</u>
64	<u>259,600</u>	<u>283,000</u>	<u>319,600</u>	<u>344,700</u>	<u>379,000</u>	<u>430,000</u>			64	<u>254,100</u>	<u>279,400</u>	<u>317,800</u>	<u>343,400</u>	<u>377,900</u>	<u>428,700</u>
65	<u>260,200</u>	<u>284,000</u>	<u>320,800</u>	<u>345,800</u>	<u>379,700</u>	<u>430,500</u>			65	<u>254,800</u>	<u>280,500</u>	<u>319,100</u>	<u>344,500</u>	<u>378,600</u>	<u>429,300</u>
66	<u>260,900</u>	<u>285,200</u>	<u>322,100</u>	<u>347,000</u>	<u>380,400</u>	<u>430,900</u>			66	<u>255,500</u>	<u>281,800</u>	<u>320,400</u>	<u>345,700</u>	<u>379,300</u>	<u>429,700</u>
67	<u>261,500</u>	<u>286,400</u>	<u>323,300</u>	<u>348,200</u>	<u>381,200</u>	<u>431,200</u>			67	<u>256,300</u>	<u>283,100</u>	<u>321,700</u>	<u>346,900</u>	<u>380,100</u>	<u>430,000</u>
68	<u>262,100</u>	<u>287,400</u>	<u>324,500</u>	<u>349,200</u>	<u>381,900</u>	<u>431,500</u>			68	<u>257,000</u>	<u>284,400</u>	<u>323,000</u>	<u>348,000</u>	<u>380,800</u>	<u>430,300</u>

改正後								改正前							
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900		69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100			70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800			71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400			72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100			73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600			74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200			75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700			76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100			77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700			78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200			79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500			80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800			81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300			82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700			83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000			84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300			85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800			86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300			87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700			88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

改正後						改正前					
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	283,800	316,500	349,400	367,500		94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	284,700	317,200	350,100	367,900		95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	285,600	317,800	350,700	368,200		96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	286,200	318,300	351,100	368,800		97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	286,800	318,600	351,500	369,300		98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	287,400	319,200	352,000	369,800		99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	288,300	319,800	352,400	370,300		100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	289,100	320,200	352,900	370,900		101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	289,900	320,800	353,300	371,400		102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	290,700	321,400	353,800	371,900		103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	291,500	321,900	354,200	372,300		104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	292,100	322,300	354,500	372,900		105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	292,600	322,800	355,000	373,400		106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	293,100	323,300	355,400	373,900		107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	293,500	323,800	355,700	374,400		108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	293,700	324,200	356,200	375,000		109	292,300	323,100	355,200	373,900	

改正後						改正前					
110	<u>294,000</u>	<u>324,600</u>	<u>356,700</u>	<u>375,400</u>		110	<u>292,600</u>	<u>323,500</u>	<u>355,700</u>	<u>374,300</u>	
111	<u>294,200</u>	<u>324,900</u>	<u>357,200</u>	<u>375,900</u>		111	<u>292,800</u>	<u>323,800</u>	<u>356,200</u>	<u>374,800</u>	
112	<u>294,500</u>	<u>325,200</u>	<u>357,700</u>	<u>376,400</u>		112	<u>293,200</u>	<u>324,100</u>	<u>356,700</u>	<u>375,300</u>	
113	<u>294,800</u>	<u>325,500</u>	<u>358,200</u>	<u>377,000</u>		113	<u>293,500</u>	<u>324,500</u>	<u>357,200</u>	<u>375,900</u>	
114	<u>295,000</u>	<u>325,900</u>	<u>358,700</u>			114	<u>293,700</u>	<u>324,900</u>	<u>357,700</u>		
115	<u>295,300</u>	<u>326,300</u>	<u>359,200</u>			115	<u>294,100</u>	<u>325,300</u>	<u>358,200</u>		
116	<u>295,500</u>	<u>326,600</u>	<u>359,600</u>			116	<u>294,400</u>	<u>325,600</u>	<u>358,600</u>		
117	<u>295,800</u>	<u>326,800</u>	<u>360,000</u>			117	<u>294,700</u>	<u>325,800</u>	<u>359,000</u>		
118	<u>296,100</u>	<u>327,100</u>	<u>360,400</u>			118	<u>295,000</u>	<u>326,100</u>	<u>359,400</u>		
119	<u>296,400</u>	<u>327,500</u>	<u>360,900</u>			119	<u>295,300</u>	<u>326,500</u>	<u>359,900</u>		
120	<u>296,700</u>	<u>327,700</u>	<u>361,400</u>			120	<u>295,700</u>	<u>326,700</u>	<u>360,400</u>		
121	<u>297,000</u>	<u>327,900</u>	<u>361,800</u>			121	<u>296,000</u>	<u>326,900</u>	<u>360,800</u>		
122	<u>297,400</u>	<u>328,200</u>	<u>362,300</u>			122	<u>296,400</u>	<u>327,200</u>	<u>361,300</u>		
123	<u>297,700</u>	<u>328,500</u>	<u>362,800</u>			123	<u>296,700</u>	<u>327,500</u>	<u>361,800</u>		
124	<u>298,100</u>	<u>328,800</u>	<u>363,300</u>			124	<u>297,100</u>	<u>327,800</u>	<u>362,300</u>		
125	<u>298,300</u>	<u>329,000</u>	<u>363,600</u>			125	<u>297,300</u>	<u>328,000</u>	<u>362,600</u>		
126	<u>298,500</u>	<u>329,300</u>				126	<u>297,500</u>	<u>328,300</u>			
127	<u>298,800</u>	<u>329,700</u>				127	<u>297,800</u>	<u>328,700</u>			
128	<u>299,200</u>	<u>329,900</u>				128	<u>298,200</u>	<u>328,900</u>			
129	<u>299,400</u>	<u>330,100</u>				129	<u>298,400</u>	<u>329,100</u>			
130	<u>299,700</u>	<u>330,300</u>				130	<u>298,700</u>	<u>329,300</u>			

改正後					改正前				
131	<u>300, 100</u>	<u>330, 700</u>			131	<u>299, 100</u>	<u>329, 700</u>		
132	<u>300, 500</u>	<u>330, 900</u>			132	<u>299, 500</u>	<u>329, 900</u>		
133	<u>300, 700</u>	<u>331, 200</u>			133	<u>299, 700</u>	<u>330, 200</u>		
134	<u>301, 000</u>	<u>331, 600</u>			134	<u>300, 000</u>	<u>330, 600</u>		
135	<u>301, 400</u>	<u>332, 000</u>			135	<u>300, 400</u>	<u>331, 000</u>		
136	<u>301, 700</u>	<u>332, 400</u>			136	<u>300, 700</u>	<u>331, 400</u>		
137	<u>301, 900</u>	<u>332, 700</u>			137	<u>300, 900</u>	<u>331, 700</u>		
138	<u>302, 200</u>	<u>333, 100</u>			138	<u>301, 200</u>	<u>332, 100</u>		
139	<u>302, 600</u>	<u>333, 500</u>			139	<u>301, 600</u>	<u>332, 500</u>		
140	<u>302, 900</u>	<u>333, 900</u>			140	<u>301, 900</u>	<u>332, 900</u>		
141	<u>303, 100</u>	<u>334, 200</u>			141	<u>302, 100</u>	<u>333, 200</u>		
142	<u>303, 500</u>	<u>334, 600</u>			142	<u>302, 500</u>	<u>333, 600</u>		
143	<u>303, 900</u>	<u>334, 900</u>			143	<u>302, 900</u>	<u>333, 900</u>		
144	<u>304, 200</u>	<u>335, 300</u>			144	<u>303, 200</u>	<u>334, 300</u>		
145	<u>304, 400</u>	<u>335, 600</u>			145	<u>303, 400</u>	<u>334, 600</u>		
146	<u>304, 600</u>	<u>336, 000</u>			146	<u>303, 600</u>	<u>335, 000</u>		
147	<u>304, 900</u>	<u>336, 400</u>			147	<u>303, 900</u>	<u>335, 400</u>		
148	<u>305, 300</u>	<u>336, 800</u>			148	<u>304, 300</u>	<u>335, 800</u>		
149	<u>305, 500</u>	<u>337, 100</u>			149	<u>304, 500</u>	<u>336, 100</u>		
150	<u>305, 700</u>	<u>337, 500</u>			150	<u>304, 700</u>	<u>336, 500</u>		
151	<u>306, 000</u>	<u>337, 900</u>			151	<u>305, 000</u>	<u>336, 900</u>		

改正後						改正前					
152	<u>306,300</u>	<u>338,300</u>				152	<u>305,300</u>	<u>337,300</u>			
153	<u>306,700</u>	<u>338,600</u>				153	<u>305,700</u>	<u>337,600</u>			
154	<u>306,900</u>					154	<u>305,900</u>				
155	<u>307,100</u>					155	<u>306,100</u>				
156	<u>307,400</u>					156	<u>306,400</u>				
157	<u>307,700</u>					157	<u>306,700</u>				
158	<u>308,000</u>					158	<u>307,000</u>				
159	<u>308,300</u>					159	<u>307,300</u>				
160	<u>308,600</u>					160	<u>307,600</u>				
161	<u>309,000</u>					161	<u>308,000</u>				
162	<u>309,300</u>					162	<u>308,300</u>				
163	<u>309,600</u>					163	<u>308,600</u>				
164	<u>309,900</u>					164	<u>308,900</u>				
165	<u>310,300</u>					165	<u>309,300</u>				
166	<u>310,600</u>					166	<u>309,600</u>				
167	<u>310,900</u>					167	<u>309,900</u>				
168	<u>311,200</u>					168	<u>310,200</u>				
169	<u>311,600</u>					169	<u>310,600</u>				
定年前 再任用	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	定年前 再任用	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額

改正後							改正前								
短時間 勤務職 員		円 <u>236, 100</u>	円 <u>256, 400</u>	円 <u>263, 600</u>	円 <u>273, 800</u>	円 <u>290, 100</u>	円 <u>327, 300</u>	短時間 勤務職 員		円 <u>235, 100</u>	円 <u>255, 400</u>	円 <u>262, 600</u>	円 <u>272, 800</u>	円 <u>289, 100</u>	円 <u>326, 200</u>
備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他これらの職員に類する者に適用する。							備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他これらの職員に類する者に適用する。								

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第2条関係

改正後	改正前
○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 (勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した 日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月	○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>とあるのは「<u>100分の67.5</u>」、「<u>100分の125</u>とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 (勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した 日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月

改正後	改正前
額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u>には<u>100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

■議案第71号 四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月に公布され、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、自治体の非正規職員である会計年度任用職員についても、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となることを踏まえ、関係する条例に勤勉手当に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

(1) 勤勉手当に関する規定を定めるため、条・項・号を追加します。

(2) 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の規定の準用

ア 勤勉手当は、基準日である6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給します。

イ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（フルタイム会計年度任用職員の場合は、給料月額）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とします。

(3) 字句の修正・追加等を行います。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第204条 普通地方公共団体は、（略）その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、（略）、期末手当、勤勉手当、（略）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

※地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員：フルタイム会計年度任用職員

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例 (給料) 令和元年 9 月 24 日 条例第 11 号 第 2 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める通勤手当、特殊勤務手当、隔地勤務医手当、地域手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤奨手当</u>を除いたものとする。 (期末手当) 第 21 条 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが 6 月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例第 31 条の規定の例による。 2 前項の場合において、任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 (勤奨手当) <u>第 21 条の 2 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが 6 月以上の者に限る。）の勤奨手当については、給与条例第 34 条の規定の例による。</u> <u>2 前条第 2 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤奨手当の支給について準用する。</u>	○四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例 (給料) 令和元年 9 月 24 日 条例第 11 号 第 2 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める通勤手当、特殊勤務手当、隔地勤務医手当、地域手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>及び期末手当</u>を除いたものとする。 (期末手当) 第 21 条 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが 6 月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例第 31 条の規定の例による。 2 前項の場合において、任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

■議案第72号 四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月に公布され、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、自治体の非正規職員である会計年度任用職員についても、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となることを踏まえ、関係する条例に勤勉手当に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

(1) 題名の改正

改正後：四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例

(2) 勤勉手当に関する規定を定めるため、条・項・号を追加します。

(3) 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の規定の準用

ア 勤勉手当は、基準日である6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給します。

イ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（パートタイム会計年度任用職員の場合は、報酬月額）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とします。

(4) 字句の修正・追加等を行います。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

改正後の地方自治法（令和6年4月1日施行）抜粋

第203条の2

4 普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

※地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員：パートタイム会計年度任用職員

四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、<u>手当</u>及び費用弁償に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、四万十町の会計年度任用職員の報酬、<u>手当</u>及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。 (報酬) 第3条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年四万十町条例第11号）第4条第1項に規定する給料表及び同条第2項に規定する職務の分類に基づく額を常時勤務した場合の月額（以下「基準月額」という。）として、勤務日数及び勤務時間により算出した額の報酬を支給する。 2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>並びに費用弁償を支給する。 3 (略) (期末手当) 第8条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用	○四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当</u>及び費用弁償に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、四万十町の会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当</u>及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。 (報酬) 第3条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年四万十町条例第11号）第4条第1項に規定する給料表及び同条第2項に規定する職務の分類に基づく額を常時勤務した場合の月額（以下「基準月額」という。）として、勤務日数及び勤務時間により算出した額の報酬を支給する。 2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び<u>期末手当</u>並びに費用弁償を支給する。 3 (略) (期末手当) 第8条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用

改正後	改正前
職員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。 (2) (略) 2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第31条から第33条までの規定の例による。 <u>(勤勉手当)</u> <u>第8条の2 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</u> <u>(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。</u> <u>(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</u> <u>(3) 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間における報酬（任命権者が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額とする。</u> <u>2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第34条の規定の例による。</u>	職員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。 (2) (略) 2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第31条から第33条までの規定の例による。

■議案第73号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については令和6年1月1日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【条例改正の内容】

1. 現状及び見直しの趣旨

出産する被保険者は産前産後期間に働くことができなくなり、世帯所得が減少することを踏まえ、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税（均等割、所得割）を免除するものです。

2. 適用要件

○対象は、国民健康保険に加入している世帯で、令和5年11月以降に出産予定又は出産した方のいる世帯

※出産とは妊娠85日（妊娠12週）以上の分娩をいい、早産・流産・死産・人工妊娠中絶を含みます。

○免除の対象となる期間（産前産後期間）は、出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間）となります。

※令和5年度については、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけが対象となります。

【産前産後期間のイメージ】

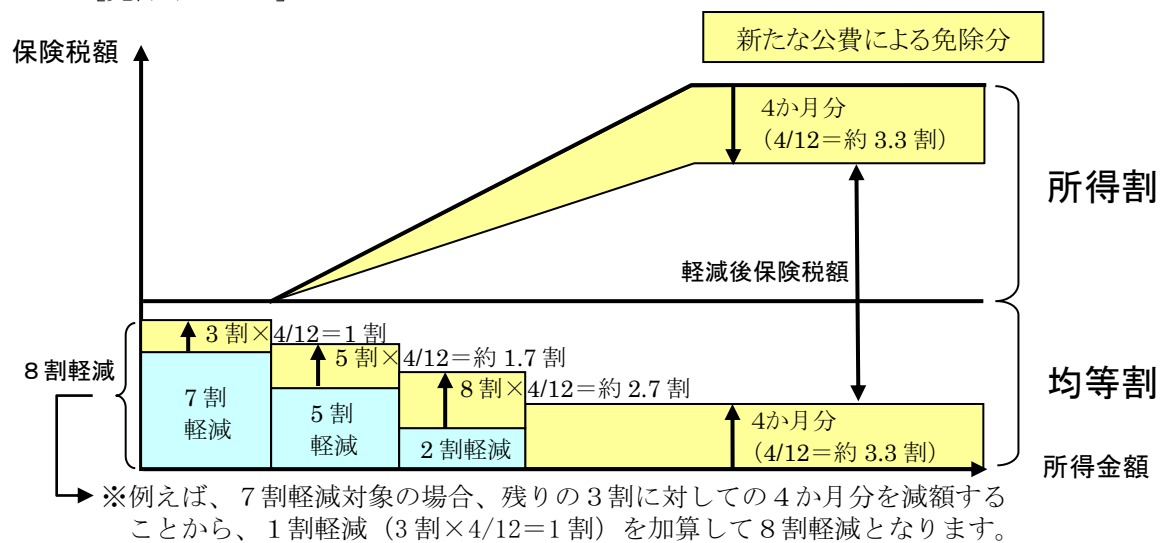
	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産(予定)月		
多胎の方				出産(予定)月		

 …対象期間

○産前産後期間相当分の保険税（均等割、所得割）を公費により負担します。

→国・地方の負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

[免除イメージ]



[均等割免除額]

均等割額 (軽減前)	軽減割合	均等割額 (法定軽減後)	産前産後期間 免除割合	産前産後期間 免除額	免除後均等割額
30,400円	7割軽減	9,120円	1割	3,040円	6,080円
	5割軽減	15,200円	約1.7割	5,068円	10,132円
	2割軽減	24,320円	約2.7割	8,108円	16,212円
	軽減なし	30,400円	約3.3割	10,135円	20,265円

【施行期日】

令和6年1月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改 正 後	改 正 前
○四万十町国民健康保険税条例 平成18年 3 月20日 条例第89号 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) 2 (略) <u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう</u>	○四万十町国民健康保険税条例 平成18年 3 月20日 条例第89号 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) 2 (略)

改正後	改正前
<u>ち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(出産被保険者に係る届出)</u> <u>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u> <u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> <u>(3) 出産の予定日</u> <u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u>	

改正後	改正前
(5) <u>その他町長が必要と認める事項</u> 2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> (1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> (2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u> (3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u> 3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u>	

■議案第74号 四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、町民の利便性向上のため、令和6年2月から印鑑登録証明書及び住民票の写しのコンビニ交付を開始する予定です。

現在、印鑑登録証明書（以下「証明書」といいます。）の交付については、条例により役場窓口で印鑑登録証を提示して申請する方法に限定しているため、コンビニ交付に対応できるよう所要の規定を整備するものです。

【主な改正内容】

1. 電子証明書が記録されているマイナンバーカード又はスマートフォンを利用して、コンビニ等に設置された多機能端末機により証明書の交付を申請できるものとします。〔第14条第3項〕
2. 役場窓口での申請について、官公署が発行した顔写真付き身分証明書を本人が持参した場合に限り、印鑑登録証の提示を不要とします。〔第14条第1項ただし書〕
3. 性自認など性の多様化への配慮のため、証明書の記載事項等から性別表記を削除します。〔第6条第2項、第13条〕
4. 今回の改正に併せて、国の事務処理要領等を参考に字句の修正等を行います。

※ 多機能端末機とは、本町の基幹システムと電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいいます。

※ 代理人による証明書の交付申請については、条例改正後も従来どおり、役場窓口で印鑑登録証を提示して申請する方法のみとなります。

【施行期日等】

施行期日は令和6年2月1日、新旧対照表は別紙のとおり。

【参考1：電子証明書について】

マイナンバーカード及び一部のスマートフォンには、インターネットを通じての行政手続やインターネットサイトにログインする際に、成り済ましやデータ改ざんを防止するための本人確認の手段として、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」という公的個人認証サービスによる二つの電子証明書が記録できるようになっています。

「署名用電子証明書」は、氏名、住所、生年月日及び性別の4情報が記録され、e-Tax（国税電子申告・納税システム）による確定申告など電子文書を送信する際に使用します。「利用者証明用電子証明書」は、コンビニエンスストアでの証明書の交付時等にログインした者が利用者本人であることを証明する際にその手段として使用します。

【参考２：コンビニ交付サービスについて】

対象店舗	全国約 56,000 店舗のコンビニエンスストアなど
利用時間	午前 6 時 30 分から午後 11 時まで（土日・祝日を含む。）
取得できる 証明書	・印鑑登録証明書 ・住民票の写し
他自治体の 導入状況	全国は 69%、県内は 62%の自治体が導入済み（R5. 11. 2 現在）

【参考３：本町における住民票等の年度別交付件数】

種別	R4	R3	R2	R1	H30
印鑑登録証明書	4, 126	4, 035	4, 234	4, 409	4, 541
住民票の写し	5, 847	6, 003	6, 273	6, 774	7, 565
合計	9, 973	10, 038	10, 507	11, 183	12, 106

※有料交付分のみ集計

四万十町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
四万十町印鑑条例 (趣旨) 第1条 この条例は、印鑑の登録及び証明について、必要な事項を定めるものとする。 (登録の資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、四万十町（以下「本町」という。）が備える住民基本台帳に記録されている者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。） (登録の申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参して町長に申請しなければならない。ただし、<u>疾病その他やむを得ない事由により</u>自ら申請することができないときは、<u>委任の旨を証する書面を添えて代理人により</u>申請することができる。 (登録申請の確認) 第4条 町長は、印鑑の登録の申請（以下「登録申請」という。）があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該登録申請	四万十町印鑑条例 (趣旨) 第1条 この条例は、印鑑の登録及び証明について、必要な事項を定めるものとする。 (登録の資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、四万十町（以下「本町」という。）が備える住民基本台帳に記録されている者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。） (登録の申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする印鑑を添えて、<u>印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）により自ら</u>町長に申請しなければならない。ただし、<u>病氣その他やむを得ない理由により</u>、自ら申請することができないときは、<u>代理人により登録を受けようとする印鑑を押印した委任の旨を証する書面を添えて</u>、申請することができる。 (登録申請の確認) 第4条 町長は、印鑑の登録申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意志に基づくものであるこ

改正後	改正前
が本人の意志に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の確認は、登録申請の事実について<u>当該登録申請者</u>に対して郵送その他町長が適当と認める方法により文書で照会し、期限を付して、その回答書及び町長が適当と認める書類（以下これを「回答書等」という。）を持参させることにより行うものとする。ただし、登録申請者が自ら申請した場合の確認は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したもの（<u>第14条において「本人確認書類」という。</u>）の提示 (2) 本町において印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを<u>保証された書面の提出</u> 3 <u>前条ただし書の規定は、前項の回答書等の持参について準用する。</u> 4 <u>町長は、第2項本文の規定による照会に対し付した期限内に回答書等の持参がないとき又は登録申請が本人の意志に基づかないものであることが明らかになったときは、当該登録申請を受理しないものとする。</u> (登録印鑑の規制) 第5条 登録できる印鑑は、1人1個とする。 2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該登録申請を受理しないものとする。</u> (1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基	とを確認しなければならない。 2 前項の確認は、登録申請の事実について登録申請者に対して郵送その他町長が適当と認める方法により文書で照会し、期限を付して、その回答書及び町長が適当と認める書類（以下これを「回答書等」という。）を持参させることにより行うものとする。ただし、登録申請者が自ら申請した場合の確認は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼付したもの又は<u>特別永住者証明書若しくは在留カードの提示があったとき。</u> (2) 本町において印鑑の登録を受けている者により、<u>登録申請者が本人に相違ないことを登録申請書の保証人欄で確認できたとき。</u> 3 <u>前項の規定による照会に対し、別に定める期間内に回答書等の持参がないとき又は当該申請が本人の意志に基づかないものであることが明らかになったときは、当該申請の受理を取り消すものとする。</u> 4 <u>前条ただし書の規定は、第2項の回答書の持参に準用する。</u> (登録印鑑の規制) 第5条 登録できる印鑑は、1人1個とする。 2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該印鑑の登録をすることができない。</u> (1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基

改正後	改正前
本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないものの (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの (3) ゴム印その他変形しやすいもの (4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリの正方形に収まらないものの (5) 印影を鮮明に表しにくいもの (6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの 3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑の登録） 第6条 町長は、第4条の規定により本人の意思に基づく登録申請で<u>あることを確認したときは、印鑑登録原票（以下「登録原票」とい</u>	本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないものの (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの (3) ゴム印その他変形しやすいもの (4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリの正方形に収まらないものの (5) 印影を鮮明に表しにくいもの (6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの 3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑の登録） 第6条 町長は、第4条の規定による<u>確認を終わったときは、直ちに印鑑の登録を行わなければならない。</u>

改正後	改正前
う。) を作成して当該印鑑を登録するものとする。 2 前項の登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の事項を登録するものとする。 (1) <u>登録番号</u> (2) <u>登録年月日</u> (3) <u>氏名</u> (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称) (4) <u>出生年月日</u> (5) <u>住所</u> (6) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</u> (7) <u>その他印鑑の登録及び証明に関し必要な事項</u> 3 <u>登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる。</u>	(登録事項) 第7条 <u>町長は、印鑑登録原票 (以下「登録原票」という。) を備え、印鑑の登録を受けるべき者について印影のほか、次に掲げる事項について登録する。</u> (1) <u>登録番号</u> (2) <u>登録年月日</u> (3) <u>氏名</u> (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

改正後	改正前
(印鑑登録証の交付) <u>第7条</u> 町長は、<u>前条第1項の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人に対し、印鑑登録証（以下「登録証」という。）を直接交付するものとする。</u> <u>2</u> <u>登録者は、登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、当該登録証を持参して引替交付を申請することができる。ただし、当該登録証に記載された登録番号が識別できないときは、この限りでない。</u> <u>3</u> <u>第3条ただし書の規定は、前項の申請について準用する。</u> <u>4</u> <u>町長は、第2項の申請があつたときは、登録証及び登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上で当該申請をした者に対し、登録証を直接交付するものとする。</u> (登録証の亡失等の届出)	(4) <u>出生年月日</u> (5) <u>男女の別</u> (6) <u>住所</u> (7) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</u> <u>2</u> <u>町長は、登録原票に前項各号に掲げる事項のほか、印鑑の登録及び証明に關して必要な事項を登録することができる。</u> <u>3</u> <u>町長は、登録原票を磁気ディスクをもって調製することができる。</u> (印鑑登録証の交付) <u>第8条</u> 町長は、印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又は<u>第4条第4項の規定により回答書等を持参した</u>代理人に対し、印鑑登録証（以下「登録証」という。）を直接交付するものとする。 (登録証の亡失届)

改正後	改正前
<u>第8条</u> 登録者は、登録証を亡失したとき又は登録証に記載された登録番号が識別できなくなったときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。 2 第3条ただし書の規定は、前項の届出について準用する。	<u>第9条</u> 登録者又はその代理人は、登録証を亡失したときは、直ちに登録を受けている印鑑を添えて印鑑登録亡失届により、その旨を町長に届け出なければならない。
2 第3条ただし書の規定は、前項の届出について準用する。	2 第3条ただし書及び第4条の規定は、前項の届出に準用する。
(登録事項の修正) <u>第9条</u> 町長は、法に基づく届出等により登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該登録原票の登録事項を職権で修正するものとする。	(登録事項の修正) <u>第11条</u> 登録者又はその代理人は、登録原票の登録事項について変更(印鑑の変更を除く。以下同じ。)を生じたときは、その旨を町長に届け出なければならない。
(印鑑登録の廃止申請) <u>第10条</u> 登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録証を持参して町長に申請しなければならない。	2 町長は、前項の届出があったときは、当該登録原票の登録事項を修正しなければならない。 3 町長は、登録事項に変更があったことを知ったときは、住民基本台帳により当該登録原票の登録事項を修正するものとする。
2 登録者は、当該登録された印鑑を亡失したときは、直ちに登録証	(登録の廃止届) <u>第12条</u> 登録者は、登録を受けた印鑑を亡失したとき又は当該印鑑の登録を廃止するときは、登録証を添えて印鑑登録廃止届により、町長に届け出なければならない。

改正後	改正前
<u>3</u> 第3条ただし書の規定は、<u>前2項の申請について準用する。</u> (印鑑登録の抹消) <u>第11条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</u> (1) <u>第8条第1項の規定による登録証の亡失等の届出を受理したとき。</u> (2) <u>前条の規定による印鑑登録の廃止申請を受理したとき。</u> (3) <u>登録者が転出し、又は死亡したことを知ったとき。</u> (4) <u>登録者が失踪の宣告を受けたことを知ったとき。</u> (5) <u>登録している印鑑が婚姻、改名等により第5条第2項第1号に該当するに至ったことを知ったとき。</u> (6) <u>外国人住民である登録者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。</u> (7) <u>その他抹消すべき理由が生じたとき。</u> 2 町長は、前項第5号又は<u>第7号</u>により印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該登録者に通知しなければならない。 (登録原票の再製) <u>第12条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録者にその旨を通知し、登録印鑑の提示を求めて登録原票を再製する	2 第3条ただし書の規定は、<u>前項の届出に準用する。</u> (印鑑登録の抹消) <u>第13条</u> 町長は、<u>登録者について次の各号のいずれかに該当するとき</u> <u>は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</u> (1) <u>登録証の亡失届があったとき。</u> (2) <u>印鑑登録の廃止届があったとき。</u> (3) <u>登録者が転出したとき。</u> (4) <u>登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。</u> (5) <u>氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したこと又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げるものではなく、（日本の国籍を取得した場合を除く。）により登録を受けている印鑑が、第5条第2項第1号に該当することとなつたとき。</u> (6) <u>その他抹消すべき理由が生じたと町長が認めたとき。</u> 2 町長は、前項第5号又は<u>第6号</u>により印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該登録者に通知しなければならない。

改正後	改正前
<u>ことができる。</u> (1) <u>登録原票の印影が不鮮明になったとき。</u> (2) <u>登録原票が滅失し、又は滅失のおそれがあるとき。</u> (印鑑登録証明書) <u>第13条</u> 印鑑登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、登録者に係る登録原票に登録されている印影の写し（登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものを出力装置から出力したものを含む。）について町長が証明するものとし、併せて第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を記載するものとする。 (登録証明書の交付申請) <u>第14条</u> 登録者又はその代理人は、登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を提示して町長に申請しなければならない。ただし、登録者が自ら申請した場合であって、本人確認書類の提示により当該申請者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、登録証の提示を省略することができる。 <u>2</u> 前項ただし書の規定による申請に係る次条及び第16条の規定の適用については、次条第1号中「登録証」とあるのは「本人確認書類」と、「登録番号が識別」とあるのは「当該本人確認書類が登録	(印鑑登録証明書) <u>第14条</u> 印鑑登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、登録者に係る登録原票に登録されている印影の<u>ほか、第7条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の写しについて町長が証明したものとする。</u> <u>2</u> 登録証明書は、登録原票の複写により作成する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、登録原票の転記によることができる。この場合には、登録者又はその代理人が登録印鑑を提出しなければならない。 (登録証明書の交付) <u>第15条</u> 登録者又はその代理人は、登録証を添えて書面により登録証明書の交付を町長に申請することができる。 <u>2</u> 町長は、前項の申請があったときは、登録証及び登録原票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで、当該申請をした者に登録証明書を交付するものとする。

改正後	改正前
証明書の交付を受けようとする登録者に係るものであることの確認」と、第16条中「登録証及び登録原票」とあるのは「登録原票」とする。 3 第1項本文の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を持つるものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第17号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、登録証明書の交付を申請することができる。 4 前項の規定による申請に係る次条及び第16条の規定の適用については、次条第1号中「登録証が著しく汚損し」とあるのは「前条第3項の個人番号カード又は移動端末設備の記録事項が滅失し」と、「登録番号が識別」とあるのは「当該個人番号カード又は移動端末設備が登録証明書の交付を受けようとする登録者に係るものであることの確認」と、第16条中「登録証及び登録原票」とあるのは「登録原票」と、「登録証明書を」とあるのは「多機能端末機により登録証明書を」とする。 （登録証明書の交付申請の不受理）	(印鑑登録証明の拒否)

改正後	改正前
<u>第15条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録証明書の交付申請を受理しないものとする。 (1) 登録証が著しく汚損し、又は毀損しているため、登録番号が識別できないとき。 (2) 登録証明書の交付以外の方法による証明を求められたとき。 (3) 災害等やむを得ない事由により登録証明書の作成が困難であるとき。 (4) その他町長が適当でないと認めたとき。 (登録証明書の交付)	<u>第16条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>印鑑登録証明</u>を<u>明</u>をすることができない。 (1) 登録証の提示をしないとき。 (2) 登録証の登録番号が判読できないとき。 (3) 他の文書に押印したものの証明又は登録証明書の再証明を求められたとき。 (4) その他町長が適当でないと認めたとき。
(手数料) <u>第17条</u> 登録証又は登録証明書の交付を受けようとする者は、四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）に定める手数料を納付しなければならない。 (調査)	(手数料) <u>第17条</u> 印鑑登録証の交付又は印鑑登録の証明については、四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）に定める手数料を納付しなければならない。 (関係人に対する調査、質問等)
<u>第18条</u> 町長は、印鑑の登録及び証明の適正な実施を図るため必要があると認めるときは、当該職員をして関係人に対し、質問させ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。 <u>2</u> 当該職員は、前項の規定により質問し、又は文書若しくは印鑑の	<u>第18条</u> 町長は、印鑑の登録及び証明の<u>確実性を確保するため必要な事項について調査</u>することができる。 <u>2</u> 町長は、前項に規定する調査に当たり印鑑の登録及び証明に関する事務に従事する職員をして、必要な範囲において関係人に対し質問させ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。 <u>3</u> 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書若しくは印鑑

改正後	改正前
提示を<u>求める場合</u>には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (閲覧の禁止) 第19条 登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類は、<u>閲覧することができない</u>。 (四万十町行政手続条例の適用除外) 第20条 この条例の規定による処分については、四万十町行政手続条例（平成18年四万十町条例第9号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。 (委任) 第21条 この条例の施行に関し<u>必要</u>な事項は、規則で定める。	の提示を<u>求めるとき</u>は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 <u>4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</u> (閲覧の禁止) 第19条 登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類は、<u>法令の規定により請求があった場合を除き、閲覧に供してはならない</u>。 (四万十町行政手続条例の適用除外) 第20条 この条例の規定による処分については、四万十町行政手続条例（平成18年四万十町条例第9号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。 (委任) 第21条 この条例の施行に関し、<u>必要</u>な事項は、規則で定める。

■議案第75号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和6年2月からの住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付開始に向けて、住民基本台帳及び印鑑登録に関する諸手続きに係る1件当たりの交付等原価の見直しを行った結果、手数料の引上げが必要と判断し、条例を改正するものです。

【改正内容】

条例別表中の住民基本台帳及び印鑑の区分のうち、200円を300円に改めます。

【施行期日等】

施行期日は令和6年2月1日、新旧対照表は別紙のとおり。

【参考1：住民票及び印鑑登録証明書の1件当たり交付原価】

前提条件を、年間交付件数1万件、コンビニ交付利用率30%として算定

(1) 窓口交付の場合

項目	金額
① 交付申請用紙作成費（A4・1枚）	1.68 円
② 事務処理に要する人件費（標準所要時間：4分）	199.40 円
③ 証明書等用紙作成費（A4・1枚） ・用紙代、トナー代、機器減価償却費など	62.38 円
④ その他の経費 ・手数料領収書発行費	0.21 円
計	263.67 円

※ 印鑑登録証明書については、標準所要時間が3分となるが、別途その他の経費としてシステム運用経費が加算されるため、上記原価と同額以上となる。

(2) コンビニ交付の場合

項目	金額
① BCL コンビニ交付証明発行機能利用料	180.00 円
② コンビニ事業者等への委託手数料	117.00 円
③ BCL 利用団体運営負担金	115.16 円
計	412.16 円

【参考 2：県内自治体における住民票等の交付手数料】（町調査）

市町村名	金額
高知市ほか 2 市 1 村（計 4 自治体）	400 円
四万十市ほか 1 市 3 町（計 5 自治体）	350 円
香南市ほか 5 市 6 町 5 村（計 17 自治体）	300 円
仁淀川町	250 円
佐川町ほか 6 町（四万十町を含む。）	200 円

※ 高知市ほか 3 自治体では、多機能端末機による交付の場合に上記金額から 100 円低い額を設定している。

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 （略）

四万十町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
(手数料を徴収する事務及び金額)				(手数料を徴収する事務及び金額)			
第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。				第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
区分	事務	単位	金額	区分	事務	単位	金額
住民基本台帳	住民票の写し(広域交付を含む。)	1通につき	300円	住民基本台帳	住民票写し(広域交付を含む。)	1通につき	200円
	又又は住民票に記載をした事項の証明書の交付				又又は住民票に記載をした事項の証明書の交付		
	除票の写し又は除票に記載をした事項の証明書の交付	1通につき	300円		除票の写し又は除票に記載をした事項の証明書の交付	1通につき	200円
	戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円		戸籍の附票の写しの交付	1通につき	200円
	戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円		戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	200円
	住民基本台帳の閲覧	閲覧人1人につき	300円		住民基本台帳の閲覧	閲覧人1人につき	200円
	印鑑登録証の交付	1件につき	300円	印鑑	印鑑登録証の交付	1件につき	200円
印鑑	印鑑登録証明書の交付	1通につき	300円		印鑑登録証明書の交付	1通につき	200円
	地縁団体の認可告示事項に関する証明書の交付	1通につき	550円		地縁団体の認可告示事項に関する証明書の交付	1通につき	550円
	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	1通につき	550円		認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	1通につき	550円
(略)				(略)			

■議案第76号 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」は、恵まれた自然環境の中で家族や小グループが楽しめる観光レクリエーションの場を確保し、町民の健康づくり及び福祉の増進を図るとともに観光の振興に資することを目的に設置したものです。

当該施設は、平成31年4月1日から四万十大正まちづくり株式会社が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第4条の規定により指定管理者の候補者として「四万十大正まちづくり株式会社」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

名 称	四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」
所 在 地	四万十町江師 546 番地
指 定 管 理 者	四万十町大正 240 番地 1 四万十大正まちづくり株式会社 代表取締役 市川 敏英
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 5年間

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき実施した公募に3者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、最高得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町オートキャンプ場条例（平成 18 年四万十町条例第 137 号）（抜粋）

（指定管理者による管理）

第 3 条 オートキャンプ場の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

（1） オートキャンプ場の利用の許可に関すること。

（2） オートキャンプ場の利用料金の収受に関すること。

（3） オートキャンプ場の利用の取消し、停止又は制限に関すること。

（4） オートキャンプ場の維持管理に関すること。

（5） その他オートキャンプ場の管理に関し町長が必要と認めること。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） （略）

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」)

1. 選定までの経過

令和5年8月22日	選定委員打合せ（施設概要・募集要項等説明）
9月11日	公募開始（広報・ホームページ）
9月11日～10月6日	公募期間
11月7日	プレゼンテーション・選定委員会開催

2. 選定対象施設

名 称： 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」
所 在 地： 四万十町江師 546 番地周辺一帯
指定予定期間： 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

3. 申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数：3団体

※いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 四万十大正まちづくり株式会社
- ・代表者名 代表取締役 市川 敏英
- ・所 在 地 四万十町大正 240 番地 1

(3) 候補者団体の設立目的等（申請書類より抜粋）

自然豊かな大正地区で、今も変わらぬ自然や文化を生かし、野鳥や野草の観察会や、四国では 196Km の最長の川『四万十川』が流れていることから『四万十川』を活用し、その雄大な自然を拠点として、町内外の親子をはじめ大勢の方々にサービスを提供することで大正地域の活性化を図ることを目的に設立。また、地元雇用の確保・拡大という点においても貢献したいという思いがある。

(4) 候補者の実績

平成 31 年 4 月から四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」の指定管理を行っている。

4. 採点結果

指定候補者： 四万十大正まちづくり株式会社

総得点 362 点 (500 点満点) 割合 72.4%

次点 (補欠 1 位) 候補者： A 団体

総得点 357 点 (500 点満点) 割合 71.4%

次点 (補欠 2 位) 候補者： B 団体

総得点 318 点 (500 点満点) 割合 63.6%

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条	採点 (満点)	四万十大正 まちづくり 株式会社	A 団体	B 団体
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	150	109	115	101
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	100	83	71	71
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	100	67	62	59
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	100	70	75	54
その他町長等が別に定める事項	50	33	34	33
合 計	500	362	357	318

※ 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」指定管理者募集要項に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 総合得点が 6 割に満たない場合は選定しない。
- ・ 応募団体が 1 団体のみの場合であっても、選定委員会の定める総合得点の 6 割に満たない場合は選定しない。

5. 選定委員

- | | |
|---|-------|
| (1) 高知県産業振興推進部地域産業振興監 | 浅野 尊子 |
| (2) 一般社団法人奥四万十高知 事務局長 | 向井 利夫 |
| (3) 四万十町商工会 事務局長 | 田辺 章二 |
| (4) 株式会社モデルビレッジ 代表取締役 | 小松 一之 |
| (5) 高知大学次世代地域創造センター
教育研究部総合科学系
地域協働教育学部門准教授 | 岡村 健志 |